

大槌町

環境基本計画

お おきな自然を
お おきな愛情で
つ ながよう
ち いきの環境

令和6年3月

大槌町

大槌町は美しい海や山などの豊かな自然に恵まれ、歴史的・文化的遺産も数多く残されています。それらの貴重な環境を次の世代に継承するため、2005（平成16）年度に大槌町環境基本計画を策定し、自然環境の保護・保全、景観形成、資源循環をはじめとする環境施策に取り組んでまいりました。

近年、環境問題を取り巻く状況は大きく変わり、私たちは地球温暖化が一因とされる気候変動による豪雨災害等の頻繁化、激甚化に加えて種の生存に関わる生物性の危機、海洋プラスチックごみ問題など地球規模の環境問題に直面しております。

このような状況のもと、国際的にはSDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けた取組が進められており、国や県の環境施策においても、環境・経済・社会の総合的向上を目指すこととされています。

こうした環境問題や社会経済情勢に対応し、本町の環境をより良いものとするため、新たな環境基本計画を策定いたしました。

本計画では、前計画に引き続いて目指す環境像の理念として「おおきな自然を おおきな愛情で つなげよう ちいきの環境」の実現に向け、近年重要性を増している地球温暖化への取組や恵み豊かな自然を保全・利用し、未来の世代につなげていく施策を定め、広く社会・経済等も視野に入れた、町民・事業者・行政等が一体となって取り組む必要のある、地域の特色を持った取組をあらたに設定しております。

持続可能な社会を実現するためには、環境問題を自らの問題として捉え、環境に配慮した生活様式への転換を図るとともに、町民・事業者・行政等が一体となって取り組むことが今以上に必要となります。

今後も引き続き良好な環境の保全と創造に向けて、様々な施策を進めてまいりますので、より一層のご理解ご協力をお願い申し上げます。結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見・ご提言をいただきました「大槌町環境審議会」の委員の皆様をはじめ、アンケート調査やパブリック・コメント等にご協力いただきました皆様に心より感謝申し上げます。



令和6年3月
大槌町長 平野 公三

目 次

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景 2
2. 計画の目的 3
3. 計画の位置づけ 4
4. 計画の期間 4
5. 計画対象地域と環境の範囲 5
6. 各主体の役割 5

第2章 環境の現状と課題

1. 環境に関する国内外の動向 10
2. 大槌町の概況 14
3. 大槌町の環境の現状 18
4. 前環境基本計画の評価 25
5. 環境意識調査 26
6. 大槌町の課題 32

第3章 大槌町がめざす環境

1. めざす環境像 34
2. 基本目標 35

第4章 環境施策

1. 施策の体系 38
2. 施策の取組方向と内容 39

第5章 環境配慮指針

1. 町の環境配慮指針 54
2. 町民の役割 55
3. 事業者の役割 56

第6章 計画の推進体制

1. 計画の推進体制 60
2. 計画の進行管理 61
3. 計画の普及 61

資料編

1. 大槌町環境基本条例 資-1
2. 大槌町環境審議会委員名簿 資-4
3. 用語解説 資-5
4. 環境指標一覧 資-8

第1章 計画の概要

第1章 計画の概要

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

1. 計画策定の背景

近年、我が国の環境行政をとりまく状況は日々変化しています。国際的には、2015（平成 27）年に、国連サミットにおいて「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が全会一致で採択され、すべての国が 2030 年までに達成を目指す国際目標「持続可能な開発目標（以下、「SDGs」という。）」が示されました。また、国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）において、温室効果ガス排出量削減等のための新たな法的拘束力のある国際枠組みである「パリ協定」が採択され、「世界の気温の変化を 2℃以内にとどめ、1.5℃以内に抑える努力を追求すること」が目標として掲げられました。

国内では、2018（平成 30）年に閣議決定された「第五次環境基本計画」において、循環共生型の社会が目指すべき持続可能な社会の姿として示されました。このような社会を構築するためには、各地域がその特性を活かした強みを発揮し、自立・分散型の社会を形成するとともに、地域の特性に応じて補完し、支えあうことも重要で、農山漁村も都市も活かす我が国の地域の活力を最大限に発揮する考え方として「地域循環共生圏」の創造を目指すこととしています。

また、2020（令和 2）年には、2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「カーボンニュートラル」を目指すことを宣言し、2021（令和 3）年には、新たな温室効果ガス削減目標を掲げる「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、2030（令和 12）年度の温室効果ガス排出量を 2013（平成 25）年度比で 46%削減することを目指し、さらに 50%の高みに向け、挑戦を続けていくとしています。

岩手県では、2021（令和 3）年に「岩手県環境基本計画」が策定され、多様で優れた環境を持続可能なものとして次世代に引き継いでいくため、長期的な視点に立ち、環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標や施策の方向を定めています。

大槌町では、2003（平成 15）年 3 月に、環境の保全についての基本理念を定め、町民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として、「大槌町環境基本条例」が施行されました。この条例に基づく計画として 2005（平成 17）年 3 月に「大槌町環境基本計画」が策定され、「自然を愛し、自然を大切にすまち、おおつちー自然と共生すまち、おおつち」の構築を目指しています。

本計画は前計画が終了したことに伴い、新しく改訂される大槌町の総合計画との整合を図り、また、震災後の実状に合わせた計画策定とするものです。

2. 計画の目的

東日本大震災を経て町の環境の現状が大きく変化している中、前回計画の推進状況に加えて国内外の動向の変化を踏まえ、当町環境のあるべき姿を明確化し、町民や事業者による連携・協力のもと、良好な環境の保全と創造を図る指針を定めるために策定するものです。

大槌町環境基本条例（第2条 定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 環境の保全 生態系の微妙な均衡を保つことにより成り立っている環境が、人の活動により大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素に劣化を招き、損なわれないよう適切に維持することであって、人類の福祉に貢献するとともに町民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものであることをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動及び悪臭によって、人の健康又は環境に係る被害が生ずることをいう。

大槌町環境基本条例（第3条 基本理念）

第3条 環境の保全は、町民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができる恵み豊かな環境を確保し、これを次の世代の町民に継承していくことを目的として行われなければならない。

- 2 環境の保全は、町民、事業者及び町が自らの活動と環境とのかかわりを認識し、環境への十分な配慮を行うことにより、環境への負荷が少なく、持続的に発展することができる町づくりを目的として行われなければならない。
- 3 環境の保全は、町民、事業者及び町のすべてがそれぞれの責務を自覚し、相互に協力・連携して推進されなければならない。

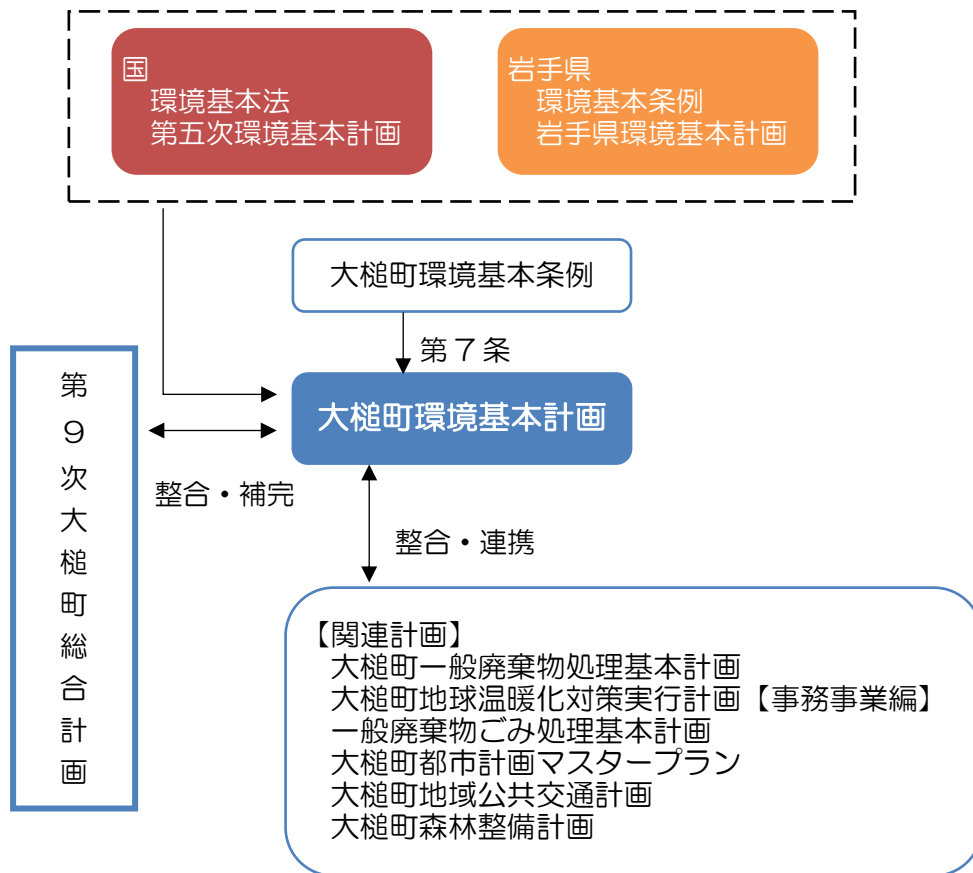
大槌町環境基本条例（第7条 基本計画の策定）

第7条 町長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境行政の基本指針となる計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 環境の保全に関する施策の総合的かつ長期的な目標
 - (2) その他の施策の推進に必要な事項
- 3 町長は、基本計画を策定するに当っては、大槌町環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 町長は、基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

3. 計画の位置づけ

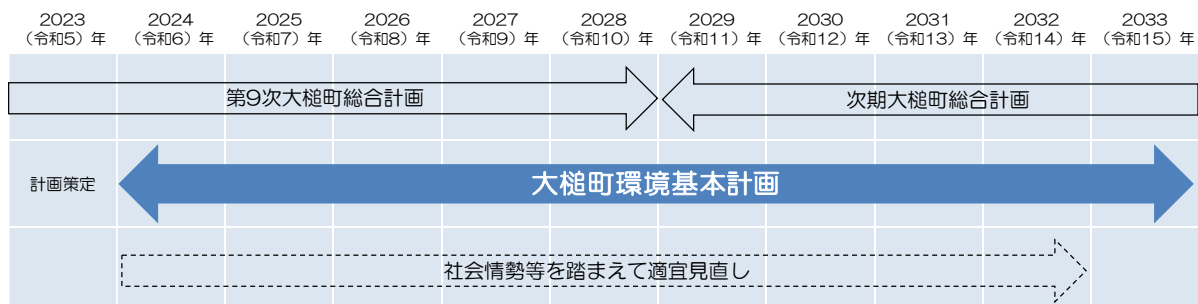
本計画は、「第9次大槌町総合計画」に示す基本理念である「魅力ある人を育て 新しい価値を創造し続けるまち大槌」を、環境面から補完すると同時に、良好な環境の保全と創造を図るために、目指す環境像や施策を町民や事業者の連携・協力により総合的・体系的・計画的に推進していくとするものです。環境保全の観点からの最も基本となる計画であり、町が策定する他計画との整合を図ります。



4. 計画の期間

計画期間は、2024（令和6）年度から2033（令和15）年度までの10年間とします。

なお、今後の経済・社会情勢の変化や、法制度の改正などによっては、計画期間内においても、必要に応じて計画の見直しを行います。



5. 計画対象地域と環境の範囲

本計画の対象地域は町全域とします。なお、環境課題は行政区域を越えて広域的に影響していることから、課題解決のために円滑に国や岩手県、周辺市町村との連携を図ります。

また、対象とする環境の範囲は、自然環境、生活環境、資源循環、地球環境、参加・協働を基本とし、それらに関係する私たち人間の活動も含むものとします。

6. 各主体の役割

環境課題を解決し、環境と共生する持続可能な社会を創造していくために町民、事業者、町が自らの活動と環境とのかかわりを認識し、自主的にそして、互いに協力・連携していくことが大切です。そのため町民、事業者そして町も含めて活動する計画とします。

■町民の役割

町民一人ひとりが人と環境とのかかわりについて関心と理解を深め、日常生活の中でできることから環境負荷の低減、環境保全のための行動を実践するとともに、環境保全活動に積極的に協力します。

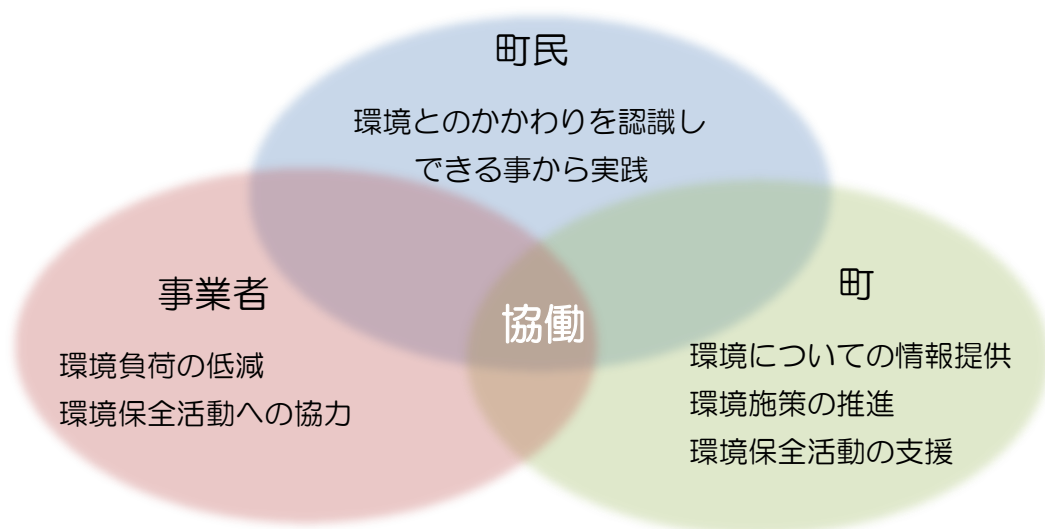
■事業者の役割

事業活動において、法令・条例に定められた事項を遵守するほか、事業活動が環境に大きな負荷をかける可能性が高いことを認識し、ごみの減量化、温室効果ガス排出量の削減等、環境への負荷の低減に努めるとともに、環境保全活動に積極的に協力します。

■町の役割

本計画で設定した環境施策を計画的に施策展開するとともに、日常業務等における環境への負荷の低減や、環境保全活動を率先して実践します。

環境課題に関する情報を広く発信するとともに、町民及び事業者が主体的に取り組む地域の環境活動を支援し、各主体間の協力を推進します。



SDGs って・・・なあに？

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、2015年の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられた、誰一人取り残さない持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標であり、17のゴールと169のターゲットから構成されています。社会、経済、環境をめぐる幅広い分野についての目標が掲げられており、気候変動や自然環境など、環境に関する項目が多く含まれています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



	1 貧困をなくそう あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる		10 人や国の不平等をなくそう 国内および各国間での不平等を是正する
	2 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食糧安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する		11 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
	3 すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する		12 つくる責任つかう責任 持続可能な消費生産形態を確保する
	4 質の高い教育をみんなに すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する		13 気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
	5 ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う		14 海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
	6 安全な水とトイレを世界中に すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する		15 陸の豊かさを守ろう 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の形成、砂漠化への対応ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する		16 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
	8 働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する		17 パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する
	9 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る		

（出典：外務省ホームページ）

第1章

第2章

第3章

第4章

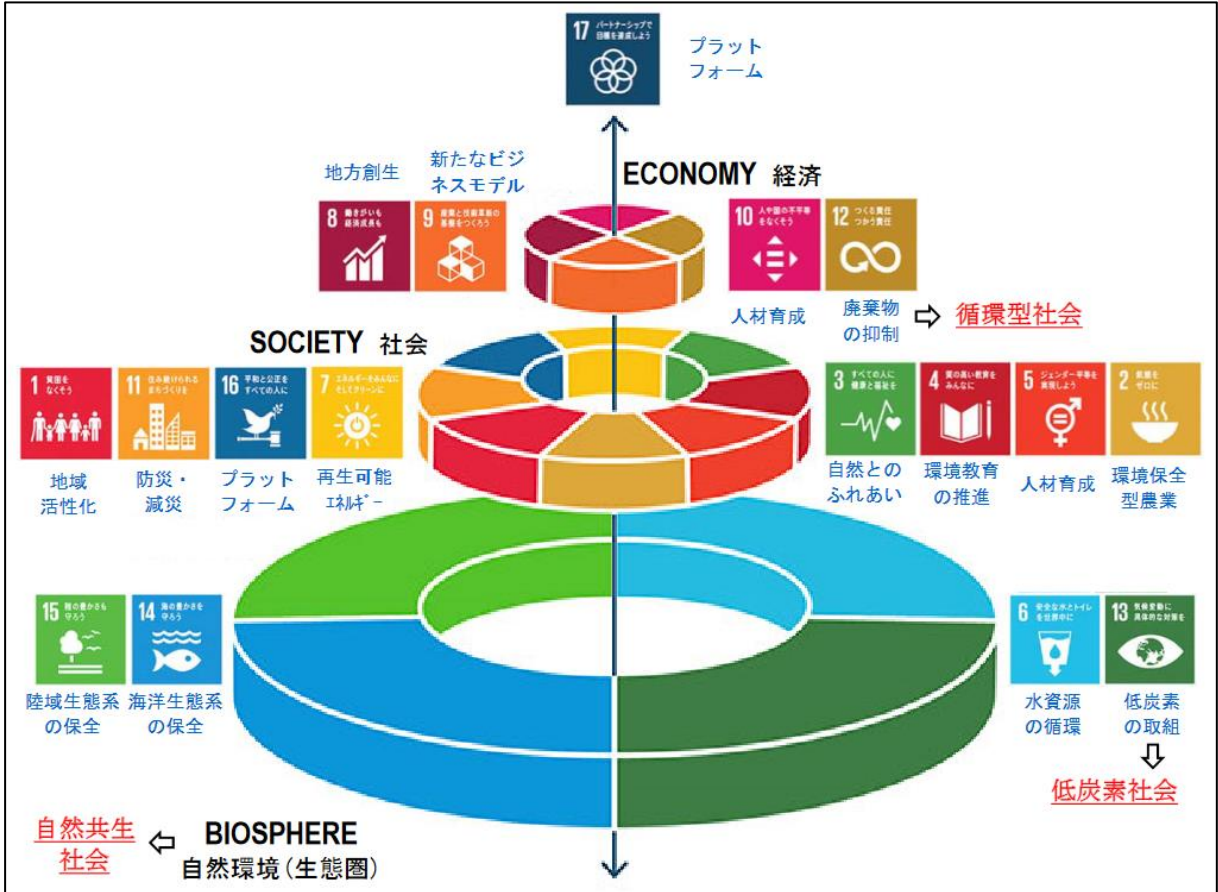
第5章

第6章

下図は、SDGsの17の目標を3層に分類して総合的に整理した「SDGsのウェディングケーキ図」です。

「経済」は「社会」に、「社会」は「(自然)環境」に支えられて成り立つという考え方を示しています。環境・経済・社会の同時解決を図る地域循環共生圏構築の取組がSDGs達成に向けた優れたアプローチ(手段)となっていることがわかります。

☆SDGs ウェディングケーキ図



出典：森里川海からはじめる地域づくり 地域循環共生圏構築の手引き (Stockholm Resilience Centre の図より環境省が作成)



新山展望台からの眺望



新山つつじ

第2章

環境の現状と課題

第2章 環境の現状と課題

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

1. 環境に関する国内外の動向

(1) 世界の動向

■持続可能な開発目標（SDGs）

2015（平成27）年9月の国連サミットにおいて、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、先進国のみならず発展途上国を含むすべての国が2030年までに達成を目指す国際目標が示されました。この2030アジェンダでは、「誰一人取り残さない」という共通理念のもと、持続可能な開発目標（SDGs）として17のゴール（目標）と169のターゲットが定められています。SDGsは、このゴールとターゲットは互いに関係していて、複数の課題を統合的に解決することを目指すこと、1つの行動によって複数の課題の解決を目指すこと、という特徴を持っており、あらゆる主体が参加する「全員参加型」のパートナーシップの促進が掲げられています。

■気候変動対策

関連するSDGsのゴール



2015（平成27）年12月の国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において、「パリ協定」が採択され、翌年に、京都議定書に代わる、温室効果ガス排出量削減等のための新たな法的拘束力のある国際枠組みが発効されました。この枠組みでは、すべての国が参加し、世界の気温の変化を2℃以内にとどめ、1.5℃以内に抑える努力を追求することとしています。

また、2021（令和3）年11月の同第26回締約国会議（COP26）において「グラスゴー気候合意」が採択され、「パリ協定」に基づき、世界中での温室効果ガスの排出の削減、気候変動の影響にどう対応していくか（適応）、開発途上国の気候変動対策を支援するための資金などの重要な論点がまとめられました。

■海洋プラスチックごみ問題

関連するSDGsのゴール



陸域で発生したプラスチックごみが、利用後にきちんと処理されず環境中に流出し、河川等を経て最終的に海にたどり着くことで生じる海洋プラスチックごみや、やがて小さなプラスチック粒子（5mm以下）になったマイクロプラスチックごみは、その素材の性質上、滞留時間が長く、生物が餌と間違えて摂取してしまうなど、海洋環境の悪化や漁業への影響などが懸念されており、世界的な課題となっています。

■生物多様性

関連するSDGsのゴール



2022（令和4）年にカナダ・モントリオールで開催された、生物多様性条約第15回締約国会議第二部（COP15 第二部）において、新たな生物多様性に関する世界目標（ポスト2020生物多様性枠組）である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されました。これは、2010（平成22）年に採択された「愛知目標」の後継となる目標で、2050年ビジョンを愛知目標と共通で「自然と共生する世界」とし、2050年までの4つの長期ゴールと2030年までの23のターゲットが示されています。

（2）日本の動向

■第五次環境基本計画

2018（平成30）年に閣議決定された「第五次環境基本計画」では、目指すべき社会の姿として、持続可能な循環共生型の社会の実現を掲げています。

我が国が抱える環境・経済・社会の課題を解決するような6つの分野横断的重点戦略を設定し、経済成長や社会基盤の質の向上に係る取組が環境への負荷の増大につながらない形に社会を転換していくこととしています。また、地域資源を持続可能な形で活用するため、各地域が自立・分散型の社会を形成し、地域資源等を補完し支え合う「地域循環共生圏」の創造を目指すとしています。



地域循環共生圏のイメージ

出典：「第五次環境基本計画の概要」環境省

■プラスチック資源循環戦略

2019（令和元）年5月に策定された「プラスチック資源循環戦略」では、廃プラスチック有効利用率の低さや、海洋プラスチック等による環境汚染が世界的課題となっていることから、「3R+Renewable（持続可能な資源）」を基本原則として、使用された資源を徹底的に回収し、何度も循環利用することで、プラスチックの資源循環を総合的に推進していくものとしています。

■食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針

2020（令和2）年3月に閣議決定された「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」では、食品ロスの削減の推進の意義及び基本的な方向などを定めており、多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進していくものとしています。

- 第1章
- 第2章
- 第3章
- 第4章
- 第5章
- 第6章

■生物多様性国家戦略

2023（令和5）年3月に閣議決定された「生物多様性国家戦略2023－2030」では、世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」に対応した戦略となり、「2050年自然共生社会」及び「2030年ネイチャーポジティブ」の実現に向け、5つの基本戦略、基本戦略ごとの状態目標（あるべき姿）・行動目標（なすべき行動）、個別施策を各行動目標に紐づけることで、戦略全体を一気通貫で整理するとともに、進捗状況を効果的に管理することとしています。

■地球温暖化対策計画

我が国は、2020（令和2）年10月に、2050（令和32）年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「カーボンニュートラル」を目指すことを宣言しました。また、2021（令和3）年10月に、新たな温室効果ガス削減目標を掲げる「地球温暖化対策計画」が閣議決定されました。これは前回の計画を5年ぶりに改定したもので、2030（令和12）年度において、温室効果ガスを2013（平成25）年度比で46%削減を目指し、さらに50%削減の高みに向け、挑戦を続けていくものとしています。

（3）岩手県の動向

■いわて県民計画（2019年度～2028年度）

いわて県民計画（岩手県総合計画）は、行政だけではなく、県民、企業、NPOなどあらゆる主体が岩手県の将来像などを共有し、それぞれの主体が自ら取引を進めていくためのビジョンとなるものです。

東日本大震災津波からの復旧・復興の取組の中で、学び、培った経験を活かすものとし、基本目標に「東日本大震災津波の経験に基づき、引き続き復興に取り組みながら、お互いに幸福を守り育てる希望郷いわて」を掲げています。

■岩手県環境基本計画

岩手県環境基本計画は、「岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例」に基づき、多様で優れた環境を持続可能なものとして次世代に引き継いでいくため、長期的な視点に立ち、環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向を定めたものです。2021（令和3）年3月に、国内外の情勢に的確に対応しながら、2030年度までに取り組むべき施策の方向を定めた新たな「岩手県環境基本計画」が策定されました。この計画では、「多様で優れた環境と共生する脱炭素で持続可能ないわて」を目指す将来像として掲げ、「環境・経済・社会の一体的向上に向けた横断的施策」と「環境分野別施策」の2つの施策領域を設け、各施策分野において目指す姿が明らかにされています。

■第三次岩手県循環型社会形成推進計画

2021（令和3）年3月に、「第三次岩手県循環型社会形成推進計画（第五次岩手県廃棄物処理計画）（岩手県ごみ処理広域化計画）」が策定されました。この計画では、「いわて県民計画（2019～2028）」に掲げる「一人ひとりが恵まれた自然環境を守り、自然の豊かさとともに暮らすことができる岩手」の実現を目指しながら、「地域循環共生圏」を構成する「循環型地域社会」の構築に向けて、課題を解決するための実効的な施策の展開を図っています。

食品ロス削減の推進や、海岸漂着物の発生抑制としてプラスチック類の使用削減・廃プラスチックの排出抑制等の施策を展開しています。

■岩手県食品ロス削減推進計画

2021（令和3）年12月に策定された「岩手県食品ロス削減推進計画」では、消費者、事業者、行政等の多様な主体が食品ロス削減を「我が事」として捉え、持続可能な生産と消費が行われる社会を岩手から実現することを目指しています。

■第2次岩手県地球温暖化対策実行計画

2021（令和3）年3月に、「いわて県民計画（2019～2028）」の政策分野の1つに掲げる「気候変動対策」の推進等を位置づけた「第2次岩手県地球温暖化対策実行計画」が策定され、2023（令和5）年3月に改訂されました。

この計画では、「温室効果ガス排出量の2050年実質ゼロ」を目指し、2030（令和12）年度の温室効果ガス排出量を2013（平成25）年度比で57%削減、再生可能エネルギーによる電力自給率を66%にすることとしています。

また、この計画に県の事務事業に係る地球温暖化対策岩手県率先実行計画と適応策取組方針を統合し、気候変動の原因となる温室効果ガスの排出削減対策の緩和策と、気候変動により今後予測される被害を回避し軽減する適応策について、総合的かつ一体的に取り組むこととしています。

本計画では各主体の役割が示されており、県と各市町村の一層の連携強化に向け、2023（令和5）年には、県と県内全市町村で構成される「県市町村GX推進会議」が開催されました。

（4）大槌町の動向

■第9次大槌町総合計画

2019（平成31）年3月に策定された「第9次大槌町総合計画」では、今後10年間に進めるまちづくりの基本理念として「魅力ある人を育て 新しい価値を創造し続けるまち大槌」を掲げ、町の将来像を「産業・観光」、「健康・福祉」、「教育・文化」、「安全・快適」、「地域振興・行財政運営」の5つの視点から示しています。

また、まちづくりの基本理念及びまちの将来像を実現するため、「産業を振興し町民所得を向上させるまちづくり」、「健康でぬくもりのあるまちづくり」、「学びがふるさとを育てふるさとが学びを育てるまちづくり」、「安全性と快適性を高めるまちづくり」、「将来を見据えた持続可能なまちづくり」、「未来につなげる着実な復興まちづくり」の6つをまちづくりの基本方針に定め、取り組んでいくこととしています。

2. 大槌町の概況

(1) 町の地勢

当町は、岩手県東部の陸中海岸のほぼ中央に位置し、北は山田町から西に宮古市、遠野市、南には釜石市が隣接しています。

町の面積 200.42km² の約 9 割は豊かな山林や原野で占められており、この豊かな山地を水源とした大槌川と小槌川の流域には市街地が形成され、流れ込む海岸地形は山がそのまま海没する沈降式海岸で、リアス式海岸と呼ばれています。

こうした大槌湾と船越湾は水産資源が豊かで知られており、また、その沖合も親潮、黒潮、そして津軽暖流までも複雑に海流が入り組んで形成される世界的な漁場として知られています。

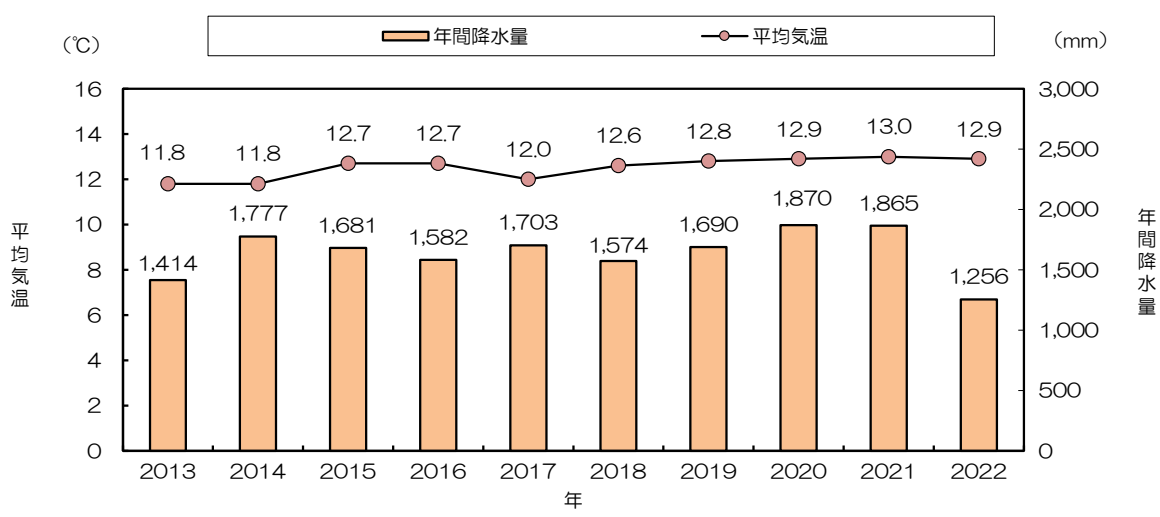


(2) 気象

その地形と沖合で交差する寒流系の親潮と暖流系の黒潮などの海流の影響を受け、岩手県内陸部と比較して降雪量は少なく、冬は暖かく夏は涼しく、過ごしやすい気候となっています。

春から夏（6～8月）にかけて、北東方向から吹き付ける湿った季節風の「やませ」が発生し、三陸沖では海霧が発生し、陸地にかかると悪天候となることが多く、農作物に冷害をもたらすことがあります。

町内にアメダスの定点観測所はありませんが、最寄りの観測所として「釜石」があり、2022（令和4）年における最高気温は 35.6℃、最低気温は -4.9℃と寒暖の差は 40.5℃となっています。過去 10 年の統計によると、平均気温は 12.4℃、年平均降水量は 1,659mm となっています。



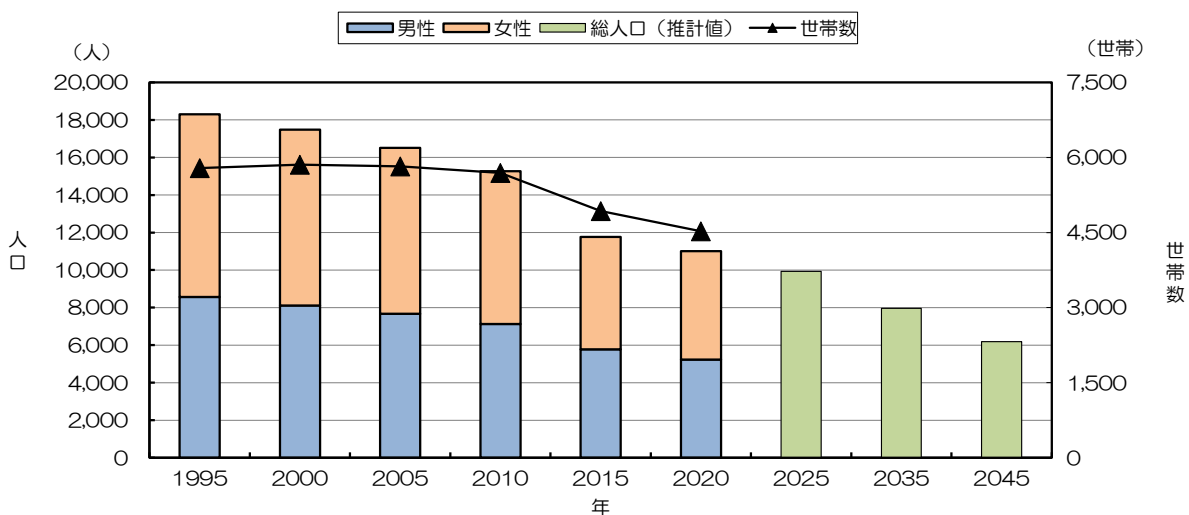
出典：気象庁ホームページ（アメダス観測所「釜石」）

平年値（平均気温及び年間降水量）の推移

(3) 人口・世帯数

2020（令和2）年10月1日における当町の総人口は11,004人であり、男女別では男性が5,234人、女性が5,770人となっています。

1995（平成7）年からの推移をみると、人口及び世帯数ともに減少傾向にあります。「日本の地域別将来推計人口」（国立社会保障・人口問題研究所、令和5（2023）年推計）では、2025（令和7）年では9,937人、2035（令和17）年では7,953人、2045（令和27）年には6,179人になると推計されています。



出典：1995～2020年は「国勢調査」による。

2025年以降は「日本の地域別将来推計人口」による。

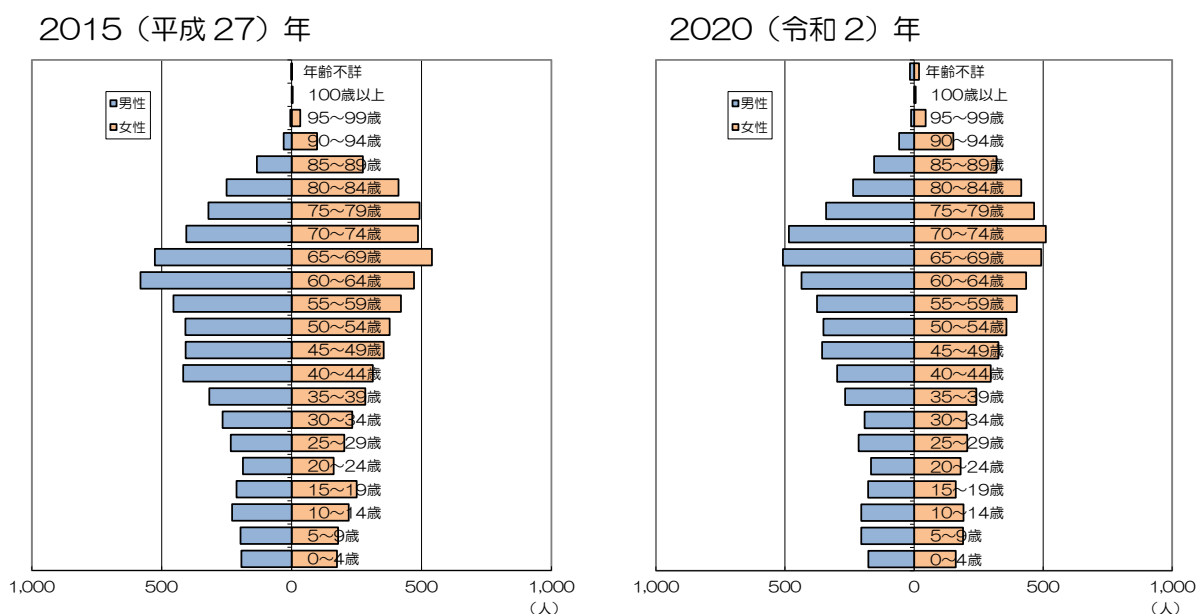
当町における人口及び世帯数の推移

(4) 年齢別人口

当町における年齢別人口分布は、全国的な傾向と同様に、少子高齢化の傾向にあります。

全国における2020（令和2）年10月1日現在の5歳階級別人口と当町を比較すると、15歳未満人口割合では、全国平均の11.9%に対し、当町では10.3%となっています。また、15～64歳では、全国平均の57.8%に対し、当町では51.4%、65歳以上では、全国平均の28.0%に対し、当町は38.2%となっています。

2015（平成27）年と2020（令和2）年の当町の年齢別人口を比較すると、15歳未満人口割合が10.1%から10.3%へと、0.2ポイント増加しています。また、生産年齢人口である15～64歳人口割合は、55.7%から51.3%へと、4.4ポイント低下しています。65歳以上人口割合では、34.1%から38.2%へと、4.1ポイント増加しています。



出典：国勢調査（平成27年版、令和2年版）

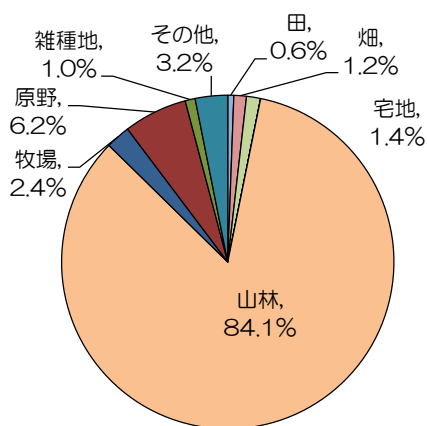
当町における年齢別人口分布



浪板海岸

(5) 土地利用

当町の2020年度における土地利用面積は、山林が全体の84.1%を占め、原野が6.2%、牧場が2.4%、畑が1.2%、田が0.6%となっています。



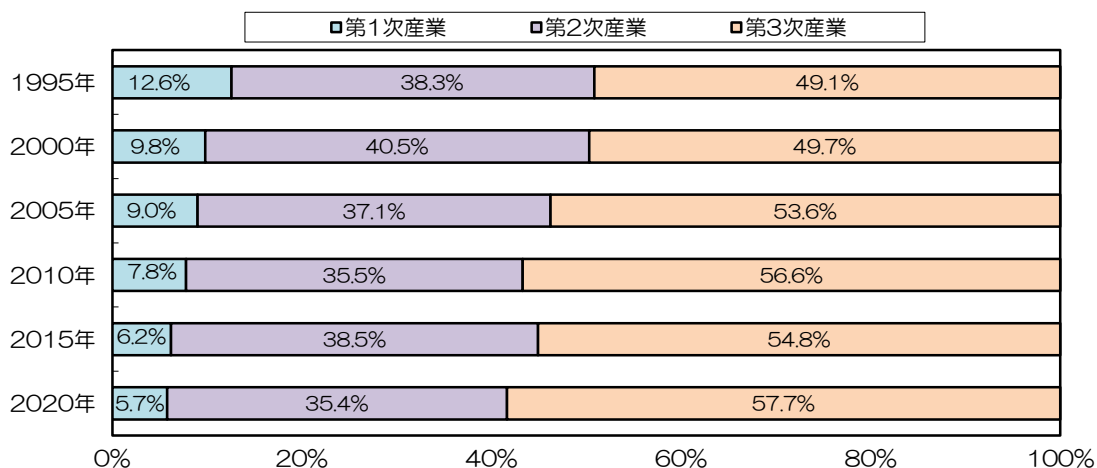
出典：岩手の統計情報（岩手県統計年鑑）

2020年度の地目別土地利用面積の割合

(6) 産業構造

当町の2020年度における産業別就業者数の割合は、第1次産業が5.7%、第2次産業が35.4%、第3次産業が57.7%となっており、第3次産業の占める割合が高くなっています。

1995年以降、第1次産業は減少傾向、第2次産業は概ね横ばい、第3次産業は増加傾向となっています。



出典：国勢調査（平成7年～令和2年版）

産業別人口の割合の推移

3. 大槌町の環境の現状

(1) 自然環境

■自然環境の概要

当町は平野部が少なく、町域の西側は標高 700~1,000m の山稜が分布しており、北側の山田町との境には標高 610m の鯨山があります。

主な植生は夏緑広葉樹林であり、北部の鳥古森から西部の新山牧場の標高の高い山岳部にはダケカンバ群落やブナーミズナラ群落、クリーミズナラ群落等を見ることができます。標高の低い山地から山間部ではクリーコナラ群落が広がり、その中にスギ植林やアカマツ植林が多くみられます。

大槌湾では、大槌川と小槌川、鶴住居川の 3 河川が流入し海中プランクトンが豊富なため、カキ、ホタテに代表される養殖漁業やウニ・アワビ漁が行われています。また、大型海藻のコンブやワカメなどの養殖も盛んに行われています。

■動植物の生息・生育状況

岩手県自然環境保全指針によると、当町において、重要な動植物が生息・生育する地域は、当町の北西の長者森から白見山にかけて、北部の山田町と接する石坂森付近及び三陸海岸に面した筋山付近に広く分布しています。

野生生物として、大型哺乳類であるニホンカモシカが生息し、小槌川上流の山岳部ではイヌワシやクマタカ、オオタカなどの希少鳥類の飛翔が確認されるなど豊かな生態系がみられます。

また、環境省が作成したレッドリストでは、当町に生息している「淡水型イトヨ」が絶滅のおそれのある地域個体群に、「ニホンイイズナ」が準絶滅危惧に指定されています。さらに、準絶滅危惧に指定されている「ミズアオイ」が当町には自生しています。

いわてレッドデータブック(2014年版)には、県内に広く分布、当町に分布する植物として、34科75種が記載されています。また、貴重な哺乳類が2科3種、鳥類が11科16種、両生類・爬虫類が3科3種、淡水魚類が3科6種、昆虫類が11科13種記載されています。

当町でみられる重要な動植物(一例)

項目	種名	いわてレッドデータブックによる区分*
植物	オオアマモ	A ランク
	キキョウ	B ランク
哺乳類	ニホンイイズナ	B ランク
鳥類	クマタカ	A ランク
	ハヤブサ	A ランク
両生類・爬虫類	カジカガエル	D ランク
淡水魚類	イトヨ淡水型	A ランク
昆虫類	ゲンゴロウ	C ランク

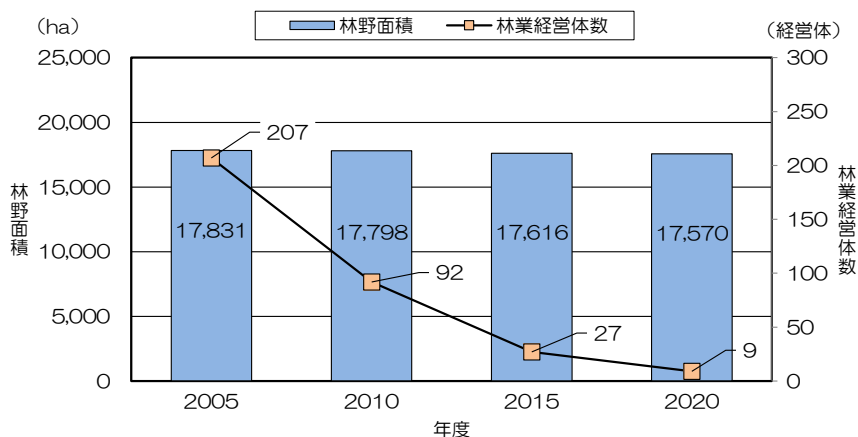
※A ランク：絶滅の危機に瀕している種、岩手県固有で分布が局限しており、生存基盤が極めて脆弱な種

B ランク：絶滅の危機が増大している種 C ランク：生存基盤が脆弱な種

D ランク：C ランクに準ずる種、優れた自然環境の指標となる種、岩手県を南限または北限とする種等

■森林の状況

当町の大部分を占める森林は、森林の有する多面的機能として二酸化炭素の吸収源、生物多様性の保全、土砂災害の防止といった形で、私たちの生活と深く関わっています。しかしながら、当町の林野面積は概ね横ばいで推移している一方で、林業経営体数は減少傾向にあり、手入れの行き届かない森林の増加が懸念されます。

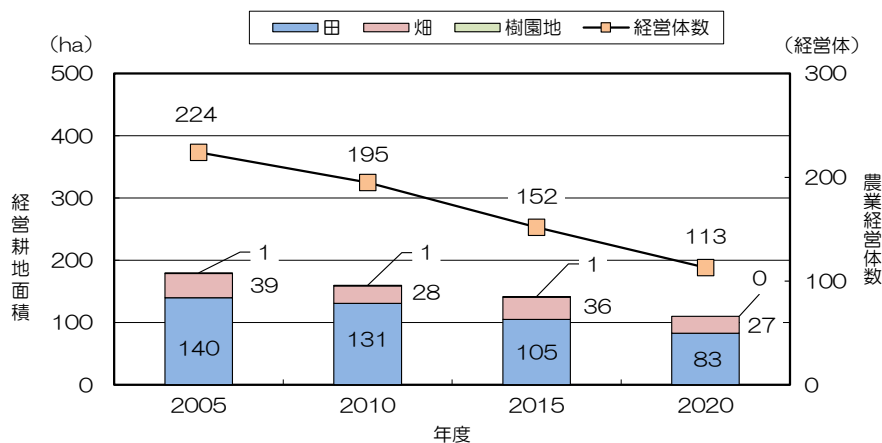


出典：農林業センサス

森林の変遷

■農耕地の状況

経営耕地面積及び農業経営体は減少傾向にあります。農業経営体の減少により、耕作放棄地の増加が懸念されます。農耕地の荒廃は、野生鳥獣の人里への侵入を容易にするため、農作物被害や人的被害の増加や雑草の繁茂等による農村環境、生活環境への悪影響が懸念されます。



出典：農林業センサス

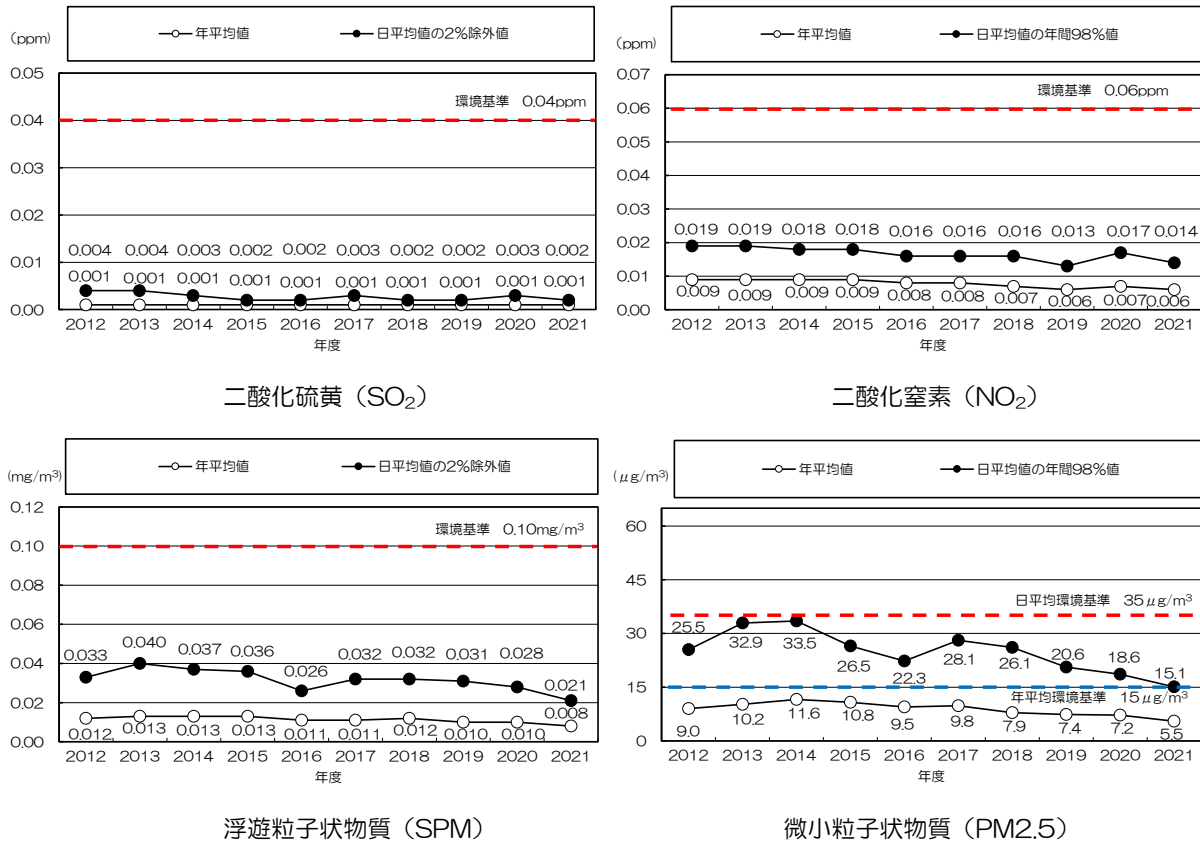
農耕地の変遷

(2) 生活環境

■大気汚染の状況

当町には一般環境大気測定局はありませんが、最寄りの測定局として釜石市新町に一般環境大気測定局があり、岩手県が二酸化硫黄、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質（PM2.5）等の測定を実施しています。

2012（平成24）年度～2021（令和3）年度の大気汚染状況の経年変化をみると、すべての項目において環境基準を満たしており、大気環境は良好な状況にあります。



出典：岩手県 環境調査 測定結果（平成24～令和3年度版）

大気測定結果の推移

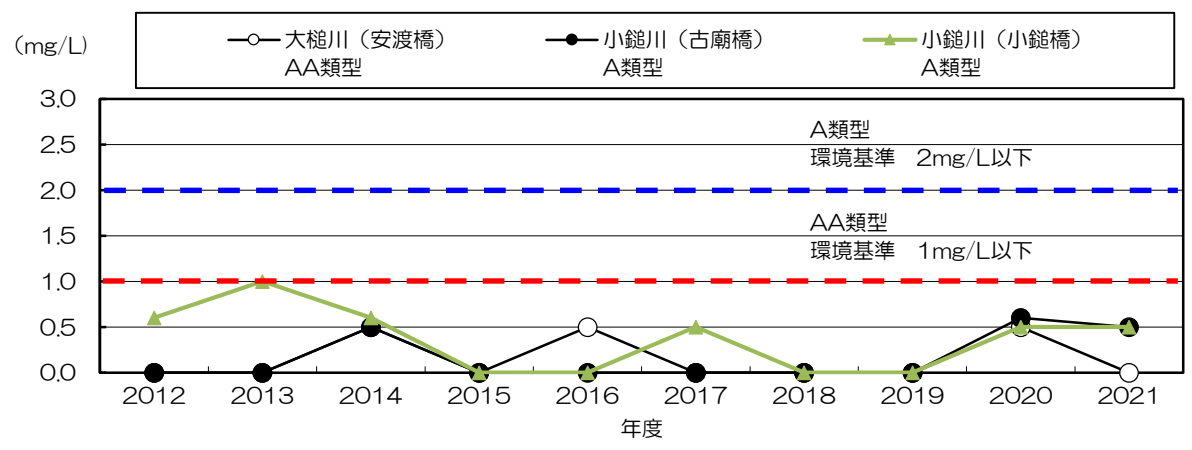


復興後の交通環境（市街地）

■水質汚濁の状況

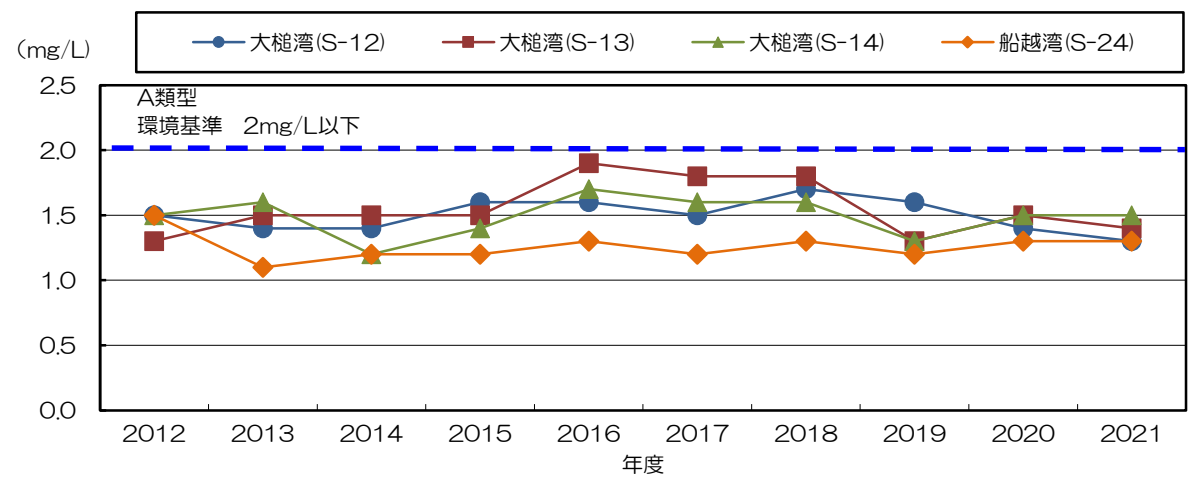
《河川・海域水質》

岩手県では、大槌川及び小槌川の河川、大槌湾及び船越湾の海域において水質測定を定期的に行っています。河川における生物化学的酸素要求量（BOD）は、2012（平成24）年度以降、環境基準を満足しており、水質は良好に推移しています。また、海域における化学的酸素要求量（COD）は、2012（平成24）年度以降、環境基準を満足しており、水質は良好に推移しています。



出典：岩手県 環境調査 測定結果（平成24～令和3年度）

公共用水域（河川）におけるBOD濃度の推移

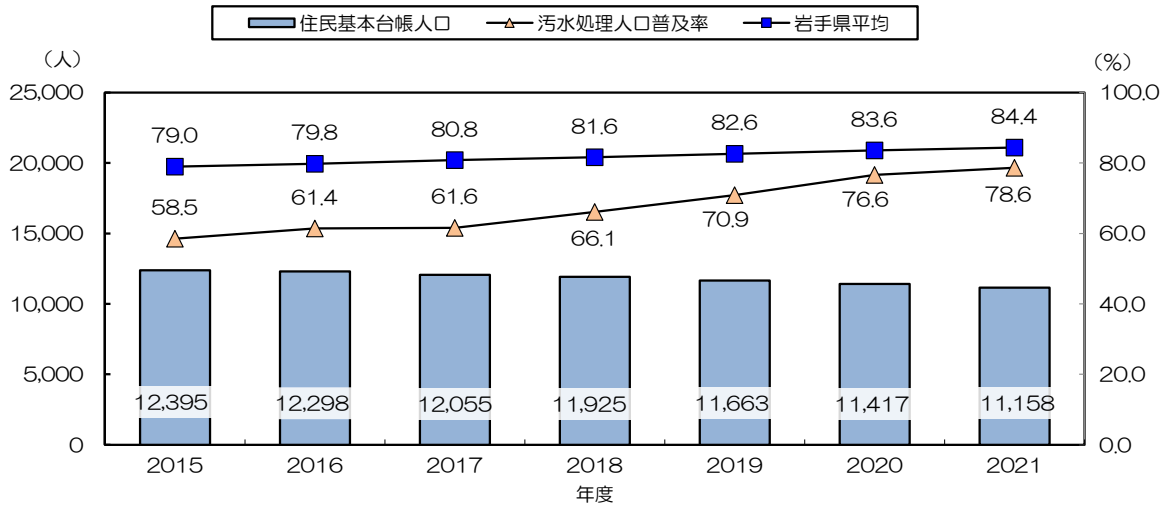


出典：岩手県 環境調査 測定結果（平成24～令和3年度）

公共用水域（海域）におけるCOD濃度の推移

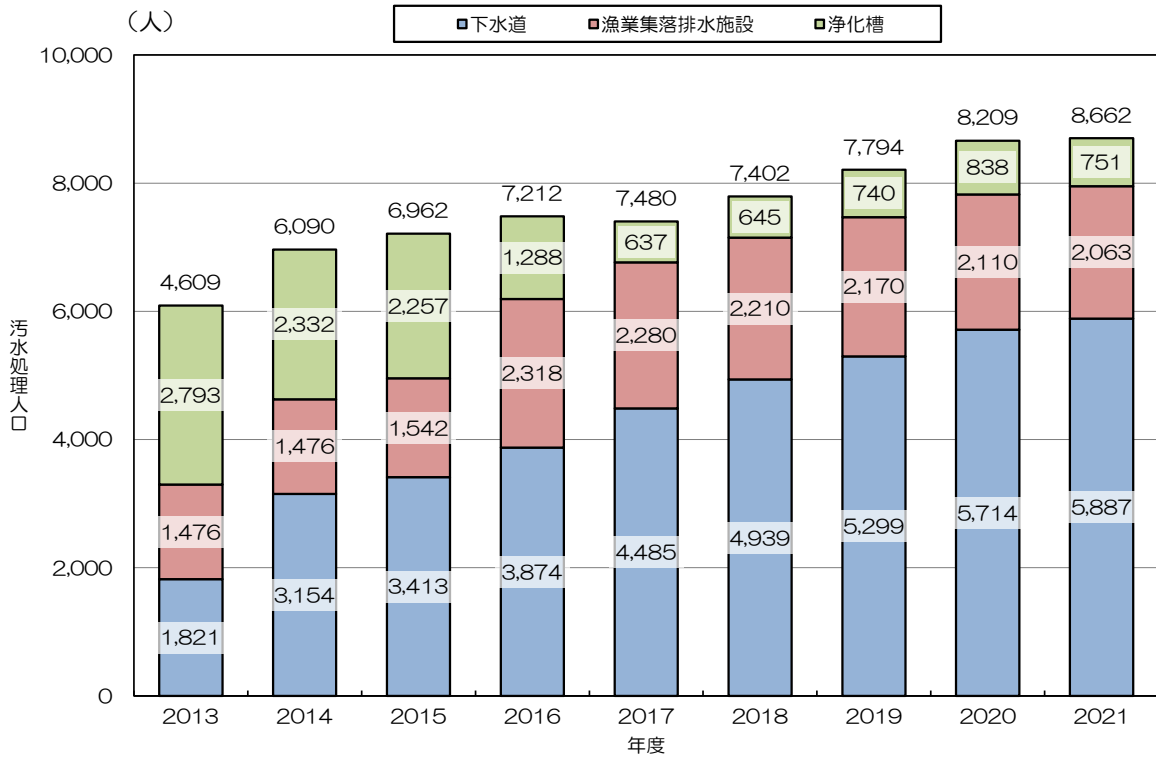
《汚水処理人口の普及状況》

当町における汚水処理人口普及率は、2021 年度において 78.6%となっており、同年度の岩手県全体での普及率（84.4%）に達していない状況となっています。



出典：汚水処理人口普及率と水洗化人口割合の状況（岩手県ホームページ）

当町における下水道の普及状況



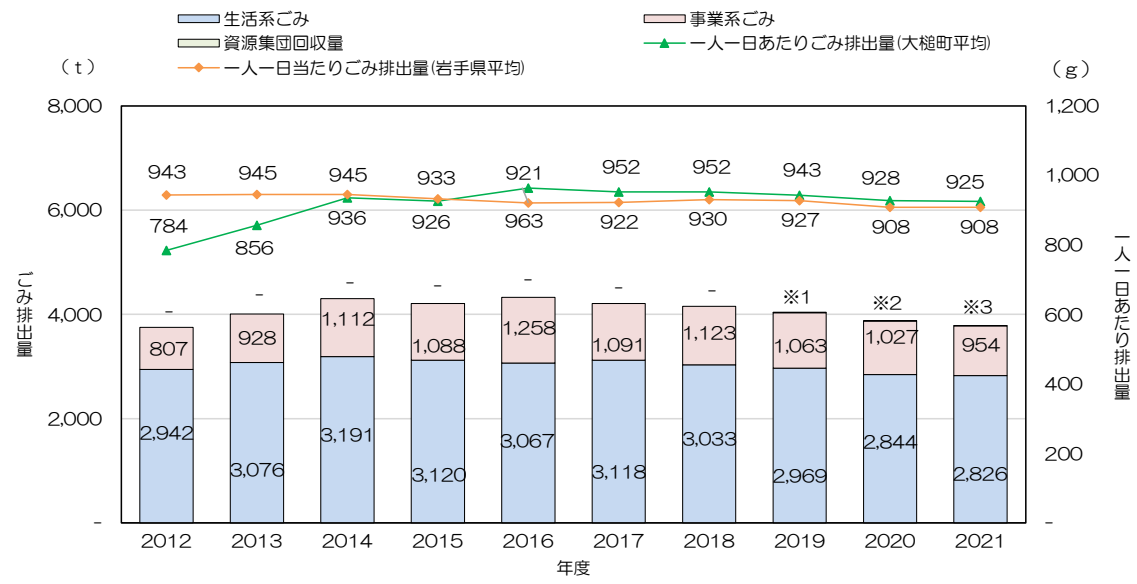
出典：汚水処理人口普及率と水洗化人口割合の状況（岩手県ホームページ）

当町における汚水処理設備の推移状況

(3) 資源・地球環境問題

■ 廃棄物の状況

当町の2021（令和3）年度における一人一日あたりのごみ排出量は925gであり、岩手県全体平均の908gと比較し、やや多い結果となっています。



※1 資源集団回収量：9t

※2 資源集団回収量：8t

※3 資源集団回収量：4t

出典：一般廃棄物処理実態調査

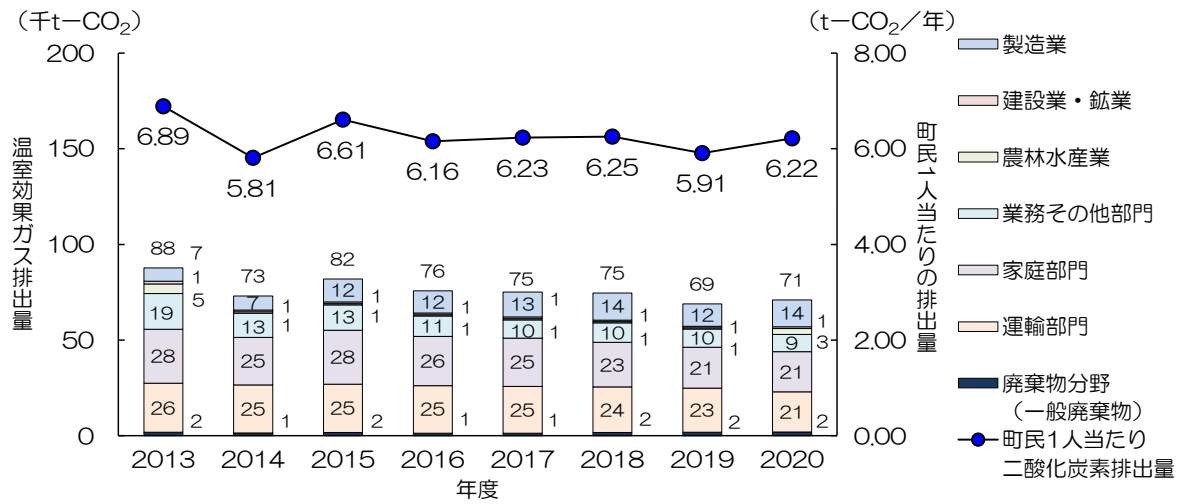
当町におけるごみ排出量の推移



※イラスト出典：「3Rまなびあいブック」（環境省）

■当町の温室効果ガス排出量の状況

当町の2020（令和2）年度の二酸化炭素排出量は、71千t-CO₂であり、2013（平成25）年度の排出量である88千t-CO₂と比較し、17千t-CO₂減少しています。また、町民1人当たり二酸化炭素排出量は、6.22t-CO₂/年となっており、2013年度以降、概ね減少傾向となっていました。2020年度は微増でした。



出典：自治体排出量カルテ（環境省）をもとに作成

当町の部門別二酸化炭素排出量の推移



新山高原に展示している風力発電用風車ブレード



ソーラーパネル

4. 前環境基本計画の評価

前環境基本計画（計画期間：2005（平成17）年度～2009（平成21）年度）では、環境の個別テーマごとに取組の達成度を評価するため、32の環境評価指標を定め目標の達成に向けて取り組んできました。策定時の現状と目標、2022（令和4）年度の達成状況は以下のとおりとなっています。

2022（令和4）年度現在で前環境基本計画の目標を達成しているのは、32の指標のうち15の指標でした。ただ、目標を達成できていない項目も、2004（平成16）年度と比べ、達成の方向に向かっています。

前計画における環境評価指標の達成状況

項目	単位	2004年度 現状	2009年度 目標	2022年度 現状	達成 状況
透水・排水性舗装の面積	ha	1	1.3	—	—
雨水浸透柵の設置	ヶ所	3	4	—	—
污水处理施設整備率	%	40.9	82.6	78.6	×
公共下水道の水洗化世帯数	世帯	1,253	2,425	2,203	×
漁業集落排水整備事業進捗率	%	12.9	17.8	18.6	○
漁業集落排水事業の水洗化世帯数	世帯	0	633	611	×
浄化槽設置整備事業による浄化槽設置数	基	17	87	315	○
公害防止協定締結事業者数	社	4	7	4	×
町民、学校、事業等による水質検査実施数	回	8	8	10	○
植物群生地	ヶ所	1	1	1	○
湧水地の整備数	ヶ所	1	1	1	○
公園等の緑地面積	ha	14.7	17	17.01	○
町民一人当たりの公園面積	m ²	11.2	13.7	18.3	○
学校林面積	ha	39.3	37.1	0	×
遊休農地	ha	18.3	15	4.2	○
減農薬（有機）農業実施農家実施戸数	戸	1	10	—	—
歩道設置距離	m	4,172	4,500	13,243	○
歩道段差切り下げ箇所数	ヶ所	83	110	—	—
町民一人当たり一般廃棄物排出量（家庭系＋事業系）	g/日	1,189	1,477	928	○
町民一人当たり一般廃棄物排出量（家庭系）	g/日	847	925	682	○
町民一人当たり一般廃棄物排出量（事業系）	g/日	342	552	246	○
エコ事業所の認定数	件	0	2	—	—
フリーマーケット、バザー等の開催回数	回	0	2	—	—
資源ごみ回収量（年）	トン	936	952	743	×
電動生ごみ処理機購入補助件数	件	56	200	65	×
家庭系生ごみの資源化率	%	0	10	—	—
環境関連出前講座開催件数	件	0	2	6	○
公共施設への環境にやさしいエネルギーの導入数	件	2	3	4	○
環境家計簿取組世帯数	世帯	0	57	—	—
低公害車の導入台数	台	0	5	3	×
こどもエコクラブ数	件	1	9	—	—
環境保全活動団体数	件	2	4	4	○

※ 目標値を達成した場合は○、目標値を達成できなかった場合は×として評価。

※ 「—」は、データ不明などにより現状の把握及び評価ができない項目。

5. 環境意識調査

本計画の策定にあたり、町内に住む町民や事業者、将来の環境施策を担う小・中学生、高校生が環境に対して感じていることや望むことを把握することを目的として、環境意識調査を行いました。調査の概要は、以下に示すとおりです。

調査概要

項目	町民アンケート		事業者アンケート
調査対象	町民		町内にある事業所
配布数	1,223 通 (1,223 人)		350 通 (350 事業者)
	小・中学生・高校生 223 通 (223 人)	18 歳以上の町民 1,000 通 (1,000 人)	
回収数	205 通	363 通	151 通
回収率	91.9%	36.3%	43.1%
	46.4%		
総配布数	1,573 通		
回収数	719 通		
総回収率	45.7%		

(1) 「18 歳以上の町民」へのアンケート調査

■「環境の現状の満足度」と「環境の改善の重要度」

アンケート調査結果から、環境の現状の満足度及び環境の現状の重要度について、上位 3 位は以下のとおりです。

環境の現状の満足度

- 1 空気のきれいさ
- 2 緑の豊かさ
- 3 まちの静けさ

環境の改善の重要度

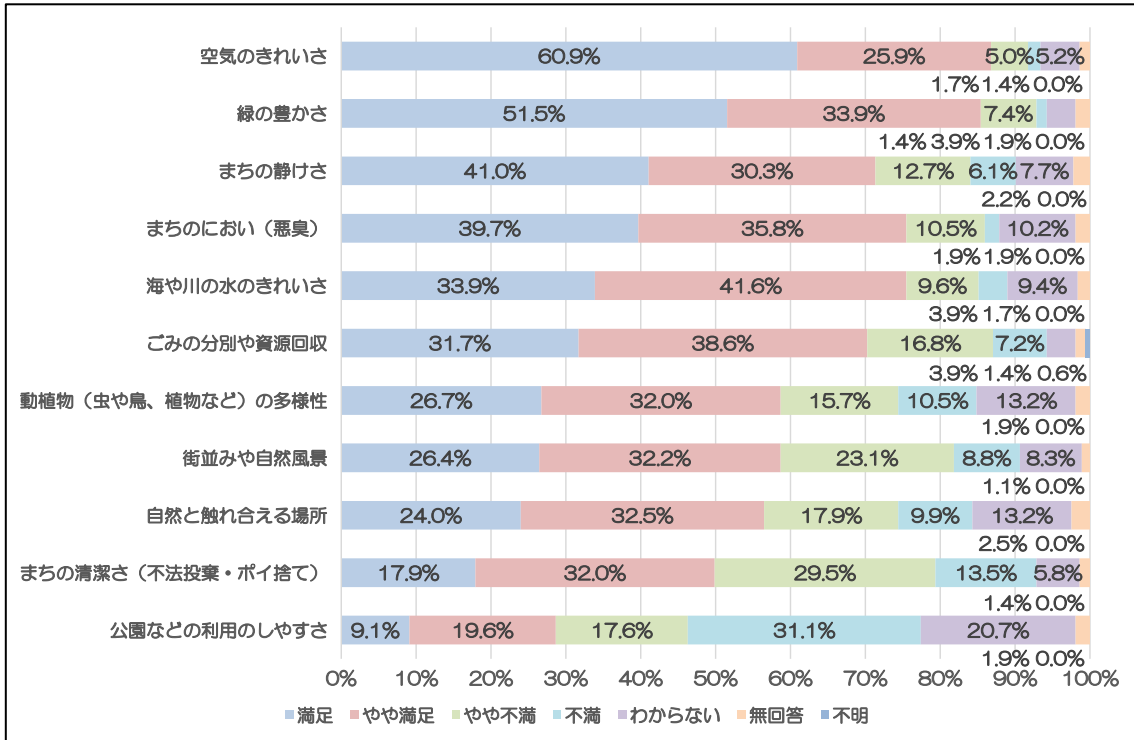
- 1 まちの清潔さ
(不法投棄・ポイ捨て)
- 2 公園などの利用のしやすさ
- 3 ごみの分別や資源回収

また、クロス集計の結果から、満足度が平均値よりも低く、重要度が平均値よりも高い項目について、特に対策を講じていくことが重要です。

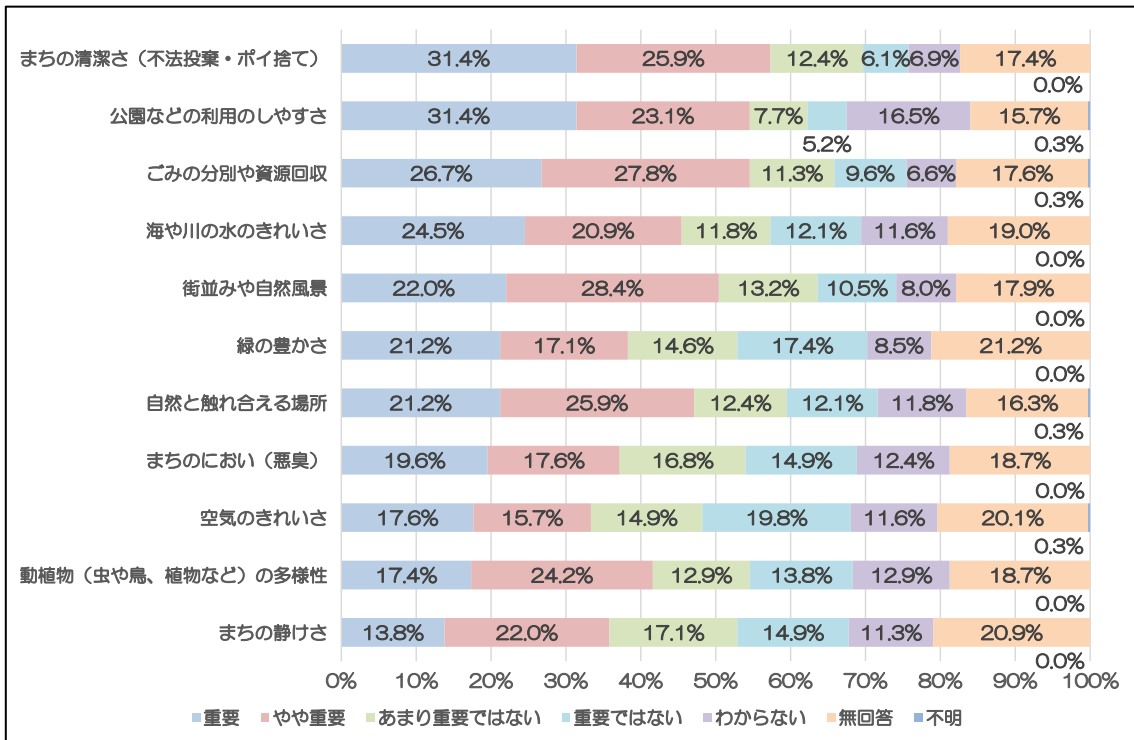
「ごみの分別や資源回収」及び「海や川の水のきれいさ」については、満足度・重要度ともに平均値を上回りました。

一方で、「まちの清潔さ(不法投棄・ポイ捨て)」、「街並みや自然風景」及び「公園などの利用のしやすさ」については、満足度が平均値よりも低く、重要度が平均値よりも高い結果となりました。

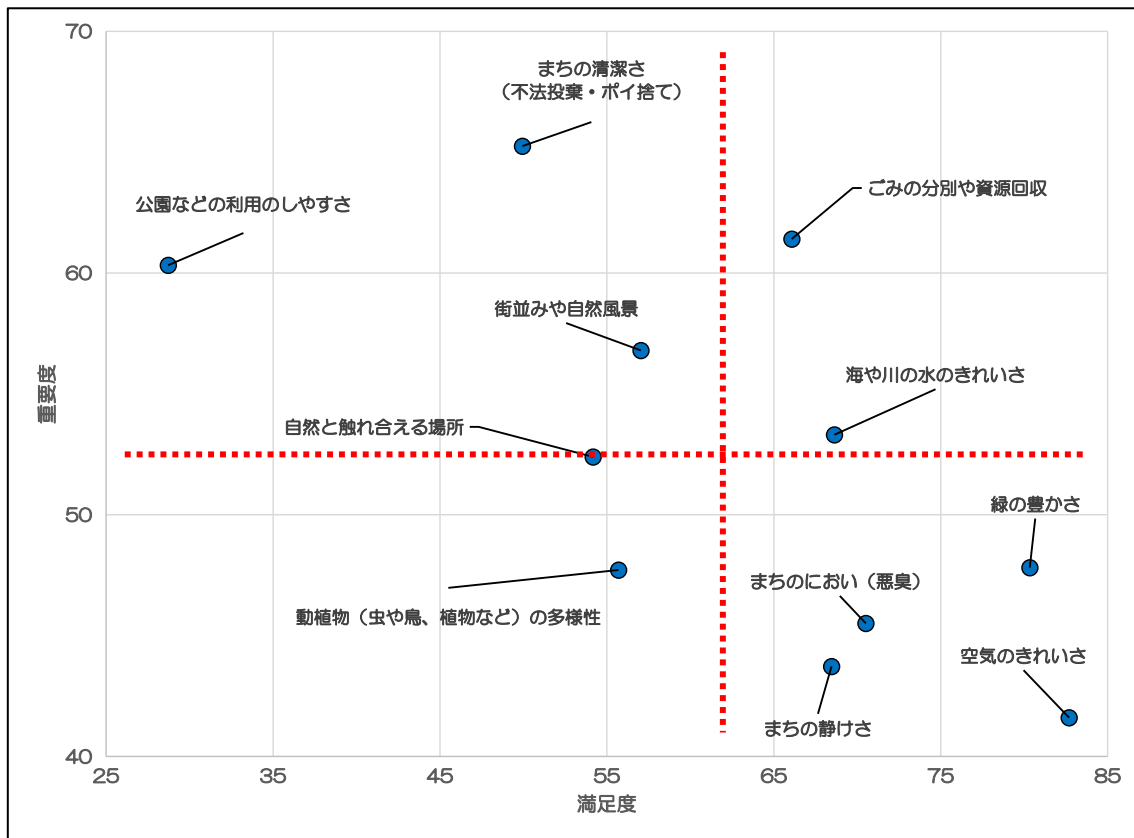
☆環境の現状の満足度



★環境の改善の重要度



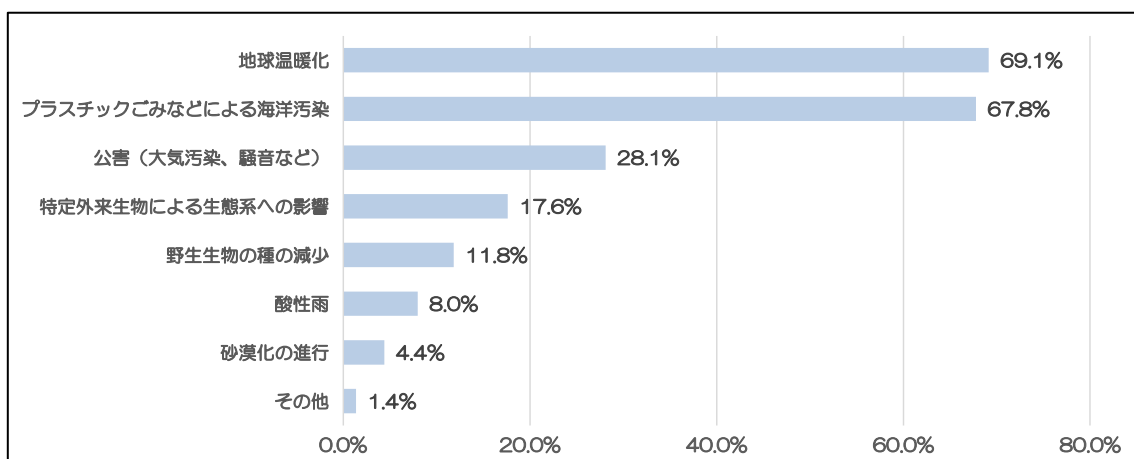
クロス集計結果



※満足度・重要度の各回答を数値化し、各回答を○で、その平均値を赤線で示した。

■身近な環境問題

強く意識している身近な環境問題について、「地球温暖化」が69.1%、「プラスチックごみなどによる海洋汚染」が67.8%と高い割合になっています。

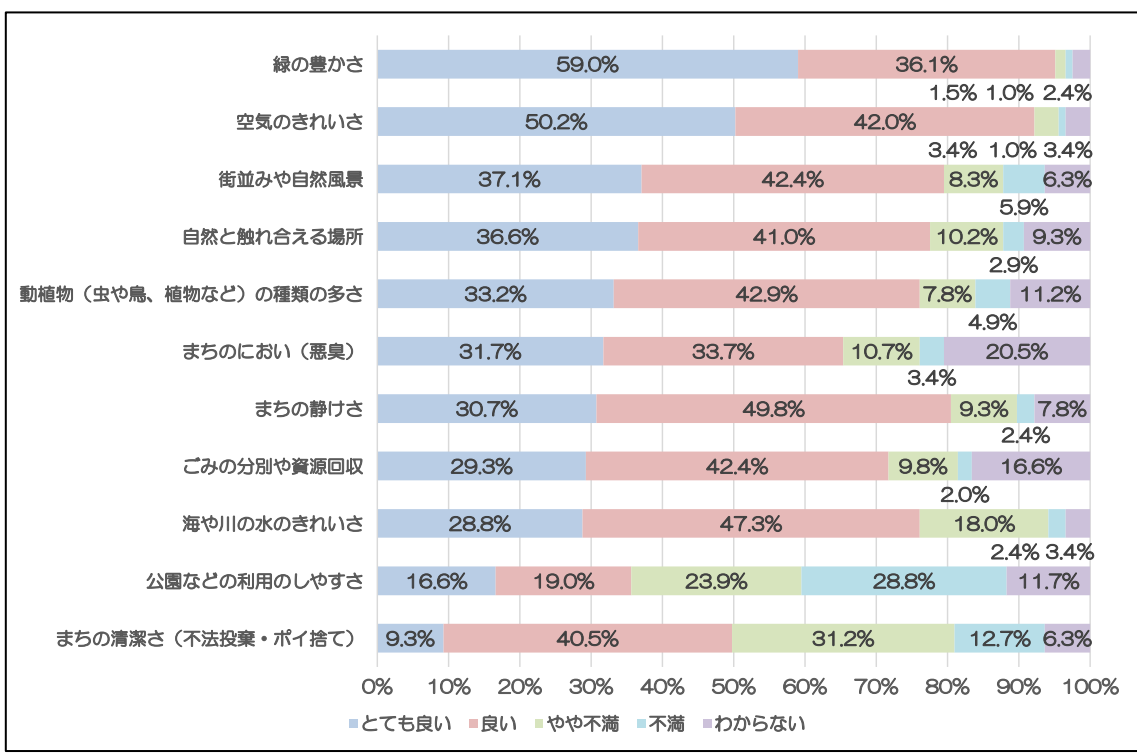


(2) 「小・中学生、高校生」へのアンケート調査

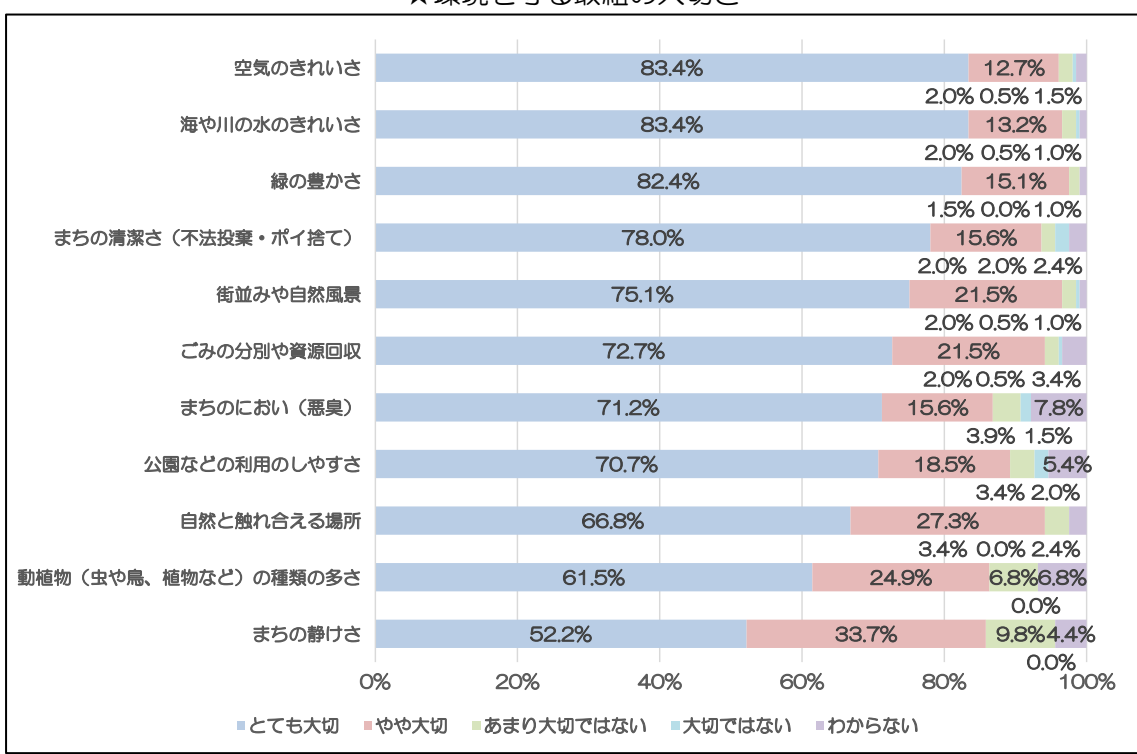
■「環境への印象」と「環境を守る取組の大切さ」

周辺の環境の様子について、「緑の豊かさ」、「空気のきれいさ」、「街並みや自然風景」の項目について良いと思う割合が高い結果となっています。一方で、「まちの清潔さ(不法投棄・ポイ捨て)」、「公園などの利用のしやすさ」については、不満に思う割合が高い結果となっています。環境を守る取組について、全体的に大切だと思う割合が高くなっています。

☆周辺の環境の様子について



★環境を守る取組の大切さ



(3) 「事業者」へのアンケート調査

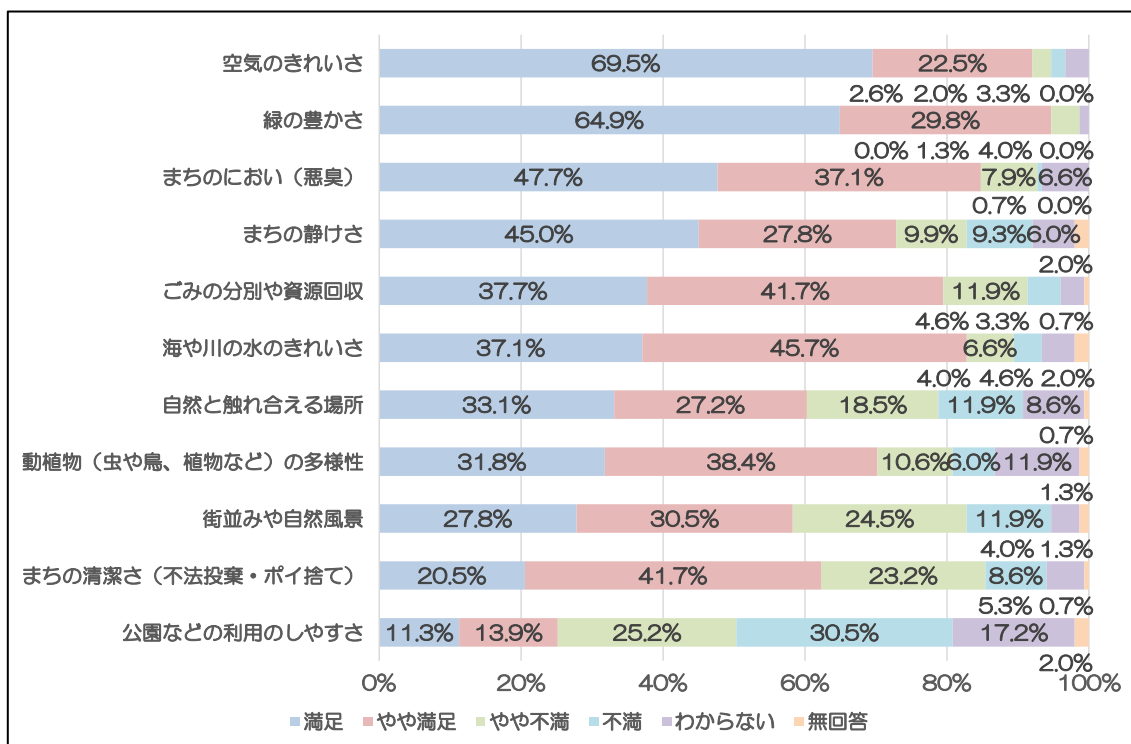
■「環境の現状の満足度」と「環境の改善の重要度」

身の回りの環境の満足度について、「空気のきれいさ」、「緑の豊かさ」、「まちなにおい（悪臭）」の項目について満足度が高い結果となっています。一方で、「まちな清潔さ（不法投棄・ポイ捨て）」、「公園などの利用のしやすさ」については、満足度が低い結果となっています。

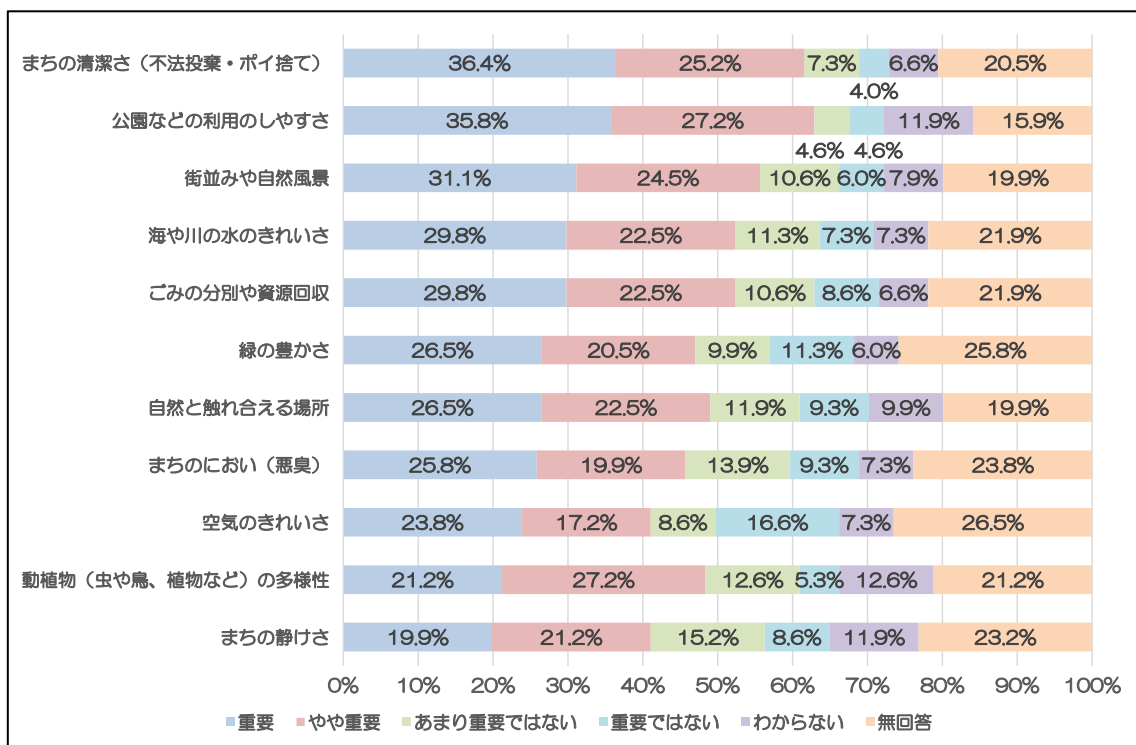
環境の改善の重要度について、「まちな清潔さ（不法投棄・ポイ捨て）」、「公園などの利用のしやすさ」、「街並みや自然風景」の項目について重要度が高い結果となっています。

また、クロス集計の結果、「ごみの分別や資源回収」及び「海や川の水のきれいさ」については、満足度・重要度ともに平均値を上回りました。一方で、「まちな清潔さ（不法投棄・ポイ捨て）」、「街並みや自然風景」及び「公園などの利用のしやすさ」については、満足度が平均値よりも低く、重要度が平均値よりも高い結果となりました。

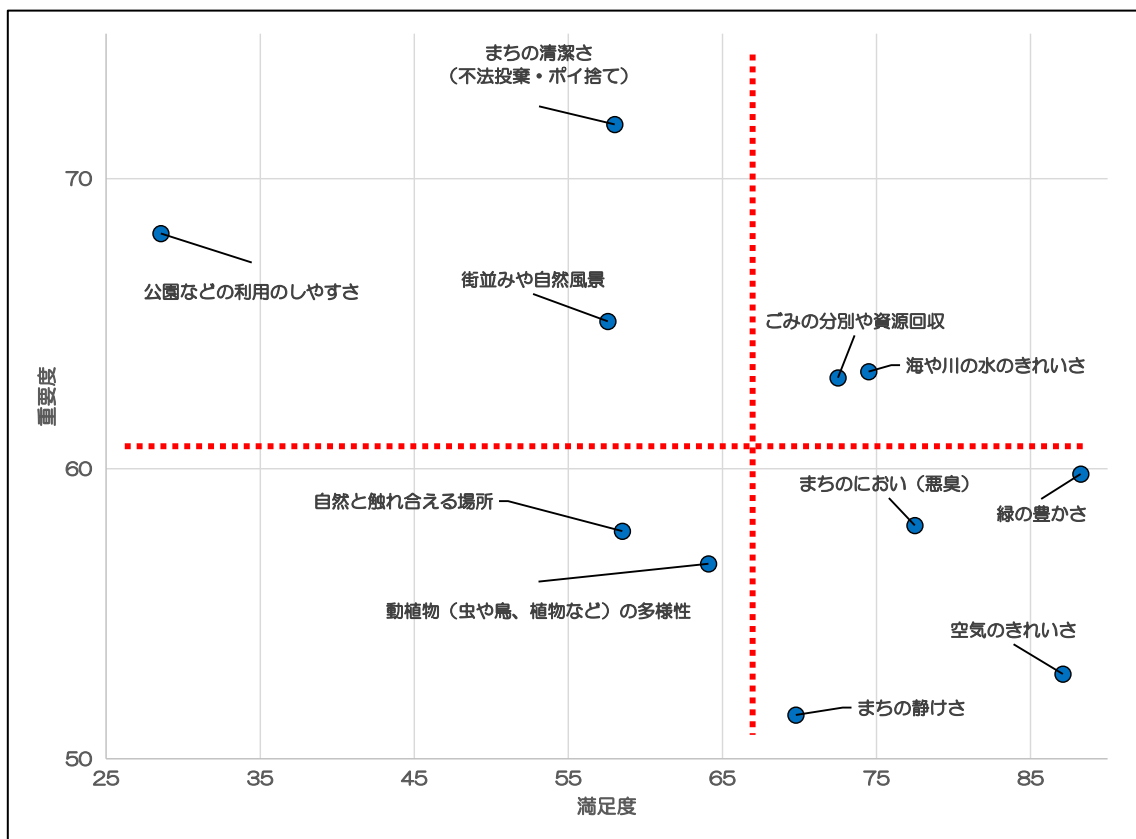
☆環境の現状の満足度



★環境の改善の重要度



クロス集計結果



※満足度・重要度の各回答を数値化し、各回答を○で、その平均値を赤線で示した。

6. 大槌町の課題

当町の現状や社会情勢の変化、環境意識調査の結果等を踏まえ、当町の課題は以下に示すとおりです。

(1) 自然環境

- 町の北西部や北部、三陸海岸沿いは自然度が高く、重要な動植物が生息・生育する地域が広く分布するなど、豊かな自然があります。このような素晴らしい自然環境の保全を今後も図っていく必要があります。
- 町域の約9割を占める森林ですが、林業経営体数が減少傾向にあり、手入れの行き届かない森林の増加が懸念されます。森林の整備等を通じた環境保全の担い手の確保・育成を図っていくことが重要です。
- 農業経営体数の減少により耕作放棄地の増加が懸念されています。耕作地の減少は経済面の他に里山環境の荒廃につながる可能性もあることから、若手農家の育成や地域住民による耕作放棄地の有効利用など、農地の活用を図る必要があります。

(2) 生活環境

- 大気の状態（二酸化硫黄、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質）は、全ての項目において環境基準を満たしており、良好な状況にあります。このような良好な状況を今後も継続していくことが重要です。
- 水質の状態（河川における生物化学的酸素要求量濃度、海域における化学的酸素要求量濃度）は、環境基準を満たしており、良好な状況にあります。また、岩手県が公表している「水生生物を指標とした岩手県の河川水質マップ」では、大槌川の水質階級が「I」となっており、「きれいな水」であることが確認されています。このような良好な状況を今後も継続していくことが重要です。
- 公園の遊具や建築物等の設備について、老朽化に対する安全対策や補修等を適切に行い、安全で快適な利用環境を維持する必要があります。

(3) 資源・地球環境問題

- 当町のごみ総排出量は、2016年度以降減少傾向となっています。しかし、一人一日あたりのごみ排出量は岩手県全体平均と比べると多く、生活系ごみの排出が多くなっていることから、日々の生活でごみを削減するような施策を展開していくことが重要です。
- 当町の二酸化炭素排出量は、2015年度以降減少していましたが、2020年度は微増となりました。地球温暖化をめぐる情勢は日々変化しており、今後さらなる排出量削減を目指した取組が必要です。
- 環境意識調査結果から、ごみのポイ捨て等について不満に思う割合が高い結果となっており、ごみの適正な処理やポイ捨てを防止するような施策を展開していくことが重要です。

第3章

大槌町がめざす環境

第3章 大槌町がめざす環境

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

1. めざす環境像

良好な環境は、私たちや私たちの子孫をはじめすべての生物の共有すべき財産であり、これを保全、創造し、未来に引き継ぐことは私たちに課せられた責務です。当町は自然豊かな環境にあり、その環境は良好な傾向にあります。この良好な環境を、大槌町環境基本条例の基本理念にあるように、町民、事業者及び町が相互に協力・連携して保全に努めることが重要です。

本計画の策定にあたって実施した環境意識調査の結果や、町の最上位計画である「第9次大槌町総合計画」の将来像、「大槌町環境基本条例」の基本理念を踏まえ、恵み豊かな環境を保全・創造しながら後世に継承していくため、めざす環境像を以下のとおり継続して設定します。

めざす環境像

おおきな自然を

おおきな愛情で

つなげよう

ちいきの環境

(本標語は第1回策定時の標語を継承します)



2. 基本目標

めざす環境像を実現するために、5つの基本目標を定めます。

基本目標 1

自然と共生できるまちづくりを進めます。

自然環境は動植物にとって重要なだけでなく、住民の暮らしの豊かさにつながる大切なものです。環境意識調査を行った結果、町の自然環境は良好な状態であると感じている方が多いということが明らかになりました。

自然の恵みとして昔から大切にされた湧水をはじめとした良好な自然環境を守り、それを維持していけるようなまちづくりを目指します。

基本目標 2

町ぐるみでよりよい環境をめざします。

大気や水質の調査結果及び環境意識調査でも明らかなように、当町の大気や水環境の状態は良好であり、町民の満足度も高いという傾向が認められたその一方、ごみのポイ捨てなどへの満足度は低いという傾向となりました。

誰もが安心・安全に暮らすことができる環境を維持していくため、各主体がそれぞれの役割を担うとともに、町全体が一丸となって協働することでよりよい環境を目指します。

基本目標 3

省資源・資源循環型社会をつくりまします。

大量生産・大量消費・大量廃棄の社会構造の上に成り立ってきた私たちの生活は、気候変動や海洋ごみ問題など地球規模での環境問題へと拡大しています。このような問題の解決には、限りある資源を大切に、ごみの発生抑制やリサイクル等に努めること、再生可能エネルギーの活用や省エネルギーを推進していくことなどが重要となります。

省資源・資源循環型社会を目指し、地球環境の保全に貢献するまちづくりを目指します。

基本目標 4

環境教育・環境学習を進めます。

環境意識調査を行った結果、開催日や制度などを知らないため町を含む行政機関が行う環境関連の講座に参加したことがある人の割合は高くないことが判明しました。

良好な環境を次世代に引き継いでいくため、また、世界的な取組について理解の促進を図るため、子どもから大人まで環境に対して興味・関心を持って環境課題の解決に取り組んでいけるよう、積極的な環境教育・環境学習を推進します。

基本目標 5

地球温暖化対策を進めます。

町民への環境意識調査結果から、気候変動対策、つまり地球温暖化の対策に多くの方が関心を寄せていることが判明しました。

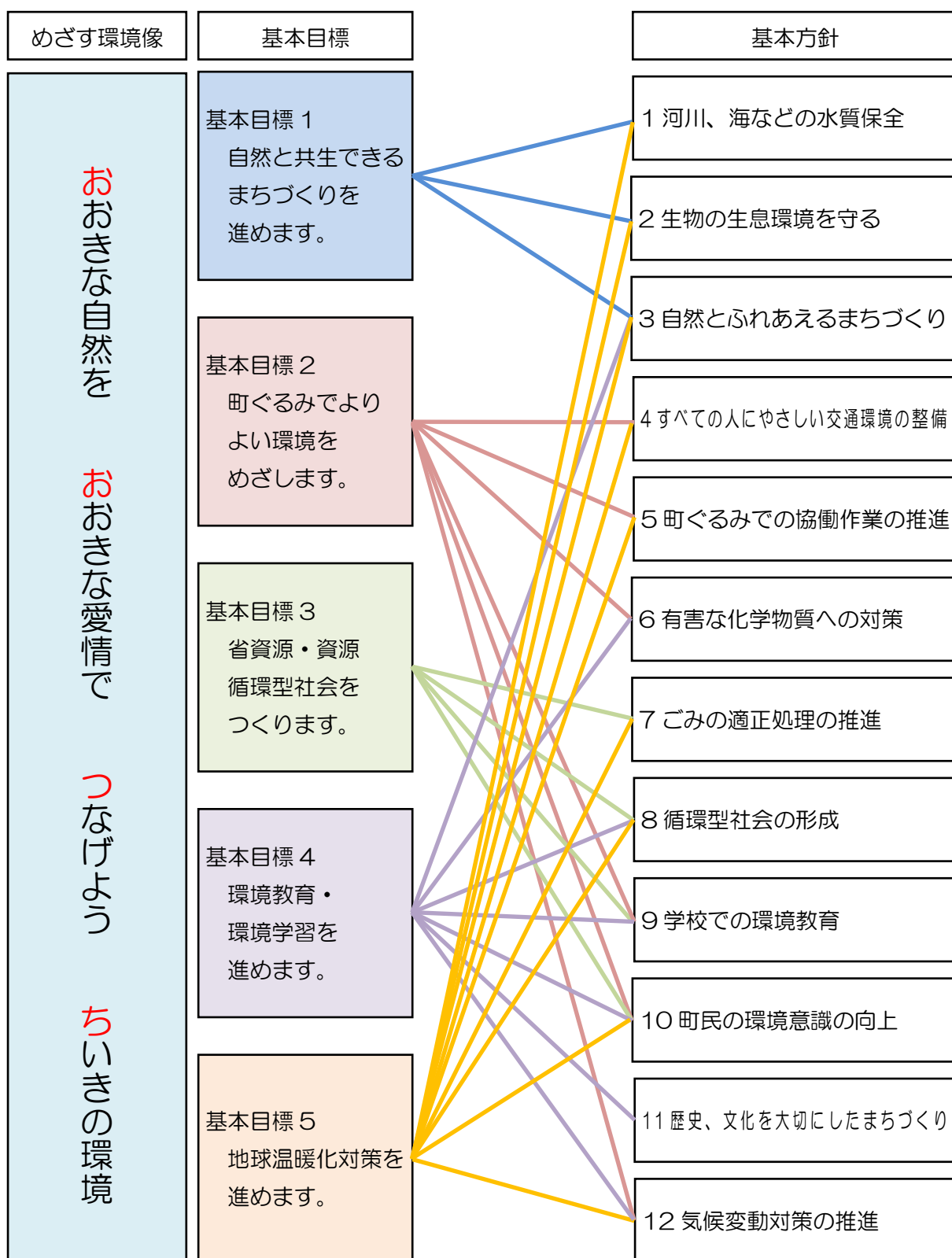
一人ひとりが意識を高め、環境に配慮した行動を実践できるようにホームページや広報などを活用しながら環境に関する情報提供を推進します。



花いっぱい運動

第4章 環境施策

1. 施策の体系



2. 施策の取組方向と内容

基本方針 1 河川、海などの水質保全

関連する基本目標：1、5

関連する
SDGsのゴール



当町の西部にある北上山地を水源とする大槌川と小槌川、その流れ込む海などの水環境を維持するためには、家庭、事業者、農業、漁業者などから発生する污水やごみを適切に処理する必要があります。

そのため、ごみ拾いや草刈り等の維持管理や、生活排水対策などの水質保全につながる取組と併せて進め、水環境の保全に努めます。

取組方向	取組内容
1 水質の維持	水質調査の実施、水源涵養地の保全
2 生活排水対策の維持	公共下水道・漁業集落排水事業の促進
	浄化槽の設置支援
	生活排水対策に関する連携と情報発信
3 事業活動による水質汚濁防止対策の強化	工場、事業所等排水に対する規制、監視、情報提供 県や関係機関との連携強化
4 海や川の維持管理	地域ぐるみの海、河川等水辺環境の清掃活動の推進 河川床の定期的なしゅんせつ等 海岸清掃など美化運動の促進 漂着物の撤去回収、磯焼け防止活動等担い手の確保
5 山、耕作地、緑地の維持管理	適期伐採の推進、定期的な除草、花木の植栽の推進等 担い手の確保

成果の指標	現状値 2022年度 (令和4年度)	目標値 2033年度 (令和15年度)
大槌川、小槌川の生物化学的酸素要求量(BOD)	環境基準の達成	環境基準の達成
川や海の清掃	2回	4回
環境イベント・講座等に 参加した人数	50人	500人
環境対策取組件数	2件	5件
環境保全等取組団体数	0団体	5団体
不法投棄の巡回と回収作業	2回/件	2回/件

関連する
SDGsのゴール



生物の生息環境を守ることは気候変動対策の観点からも重要となります。当町の面積の多くを占める森林や大槌湾や船越湾に生息する海藻には温室効果ガスである二酸化炭素の吸収源としての機能があるためです。このため、森林保全や海での藻場再生は、生物環境の再生と気候変動の対策の両輪といえます。

また、水環境には希少動物も生息しており、豊かな自然環境を守ることは多くの生物環境を守ることに繋がるということ意識しながら、日々の暮らしと両立し続けていける取組を進める必要があります。

取組方向	取組内容
1 自然や生態系を大切に した経済活動の促進	里山機能の保持（農地、緑地の維持）
	山林の適切な管理（森林整備計画）
	藻場再生の促進（管理維持）
2 生物の生息環境の 保全	生物の生息環境に配慮した公共工事の実施
	工事前の希少動植物生息地域での環境調査の実施
3 生物多様性の維持	郷土財エリア等の管理維持
	農薬・化学肥料などの適正な利用
	過剰採捕の抑制

成果の指標	現状値 2022 年度 (令和 4 年度)	目標値 2033 年度 (令和 15 年度)
森林整備計画整備面積数	30ha	30ha
藻場再生事業実施回数	37 回	40 回
ビオトープ・エリアなどの維持	2 箇所	2 箇所
川や海の清掃【再掲】	2 回	4 回



自生するミズアオイ

関連する
SDGsのゴール



当町は山、川、海と自然環境が豊かでこれまでの自然と共存共栄してきた歴史があります。環境意識調査結果より、町民は昔からそういう豊かな自然と親しみ、大切に守ってきたと意識していることが明らかになりました。

しかし、近年は津波被害もあり自然と親しむ機会が薄れていることは否めません。このことから、以前のように自然と触れ合える機会及び場の提供をして、自然と親しむまちづくりを進めていきます。

取組方向	取組内容
1 自然と親しむ取組	海水浴場の開設
	自然環境を生かしたアクティビティの推進
	第1次産業のPR催事の開催
	新山高原を素材とした行事の開催
2 遊歩道の環境維持・整備	遊歩道の環境維持・整備

成果の指標	現状値 2022年度 (令和4年度)	目標値 2033年度 (令和15年度)
観光客数	126,000人	130,000人
ビオトープ・エリアなどの維持【再掲】	2箇所	2箇所
川や海の清掃【再掲】	2回	4回
環境イベント・講座等に 参加した人数【再掲】	50人	500人

関連する
SDGsのゴール



交通環境の充実は暮らしやすさに直結するだけでなく、町民以外の観光客などの来訪者の充実にも広く繋がるものです。また道路は様々な交通網と繋がり、自然豊かな当町での自然に親しむ活動にも直結しています。交通環境は道路や関係施設のハード整備だけではなく、交通安全意識というソフト面もいわば両輪として必要となっています。

ハードとソフトを併せた交通環境の整備をすすめ、誰にでもやさしいまちづくりを図ります。

取組方向	取組内容
1 交通ルールなどの普及啓発	警察などと連携し、交通ルールの普及徹底 (交通安全教室の実施等)
	交通安全啓発活動の展開
2 街路灯のLED化	LED照明で安全な明るさを確保するとともに 省電力化を図る
3 循環型交通網の形成	効率の高い移動手段の構築、免許返納者の支援
4 次世代自動車の普及	県GXの取組と連携した、次世代自動車の普及に 向けた情報発信

成果の指標	現状値 2022年度 (令和4年度)	目標値 2033年度 (令和15年度)
交通死亡事故発生件数	1件	0件
交通安全運動	5回	5回
町の乗用車の登録台数に 占める次世代自動車の 台数	570台* (2023(令和5)年3月末時点)	713台(125%増)
カーブミラーの設置台数	151基	151基以上
街路灯のLED化	100%	100%

※ 岩手県の乗用車の登録台数に占める次世代自動車の割合を大槌町に当てはめて推計。

関連する
SDGsのゴール



環境分野は幅広く、その多方面の分野に対してさまざまな取組を進めていく必要があることから、各主体がお互いの役割を認識し、町民、地域、事業者、行政が一体になり、環境への取組を包括的にかつ、協働しながら進める必要があります。

取組方向	取組内容
1 地域活動への参加 促進	地域活動への支援
	ごみのポイ捨て防止のPR活動
2 環境保全活動の実施	山・川・海の投棄ごみの回収の推進
	町、町民、事業者との協働モデル事業の実施
	環境をテーマとした出前講座の実施
3 地球温暖化対策 協議会	地球温暖化対策協議会の活動推進

成果の指標	現状値 2022年度 (令和4年度)	目標値 2033年度 (令和15年度)
環境イベント・講座等に 参加した人数【再掲】	50人	500人
環境対策取組件数【再掲】	2件	5件
環境保全等取組団体数 【再掲】	0団体	5団体
地域環境保全活動報奨金 交付件数	13件	20件
不法投棄の巡回と 回収作業【再掲】	2件	2件

関連する
SDGsのゴール



有害な化学物質は生態系や自然環境に大きな影響を及ぼすことは知られています。この化学物質による身近な汚染として、強い毒性のダイオキシン類が生じる低い温度でのごみ焼却が知られています。

これらの有害な化学物質については適切な行動により発生を防ぐことが可能であることから、有害化学物質の排出抑制につながる取組を推進します。また、放射能の影響測定も行い、環境汚染対策に継続して取り組んでいきます。

取組方向	取組内容
1 化学物質の排出抑制と適正な管理の推進	化学物質による汚染の監視、状況把握
	廃棄物適正処理の監視
	放射線量の定期的な測定
	最終処分場浸排水の観測結果
2 住民の化学物質への理解増進	ごみの焼却処分の状況に関する情報提供
	野焼き禁止の励行（春・秋）

成果の指標	現状値 2022年度 (令和4年度)	目標値 2033年度 (令和15年度)
地下水・土壌のダイオキシン類測定結果	環境基準の達成 (2021(令和3)年度)	環境基準の達成
野焼きの禁止広報の実施	0回	2回
沿岸南部環境組合可燃ごみの処理量(大槌町分)	2,891t (2021(令和3)年度)	2,601t

PFOS、PFOAについて

有機フッ素化合物であるペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）およびペルフルオロオクタノ酸（PFOA）は、難分解性、高蓄積性、長距離移動性という性質があり、世界中に広く残留しています。環境や食物連鎖を通じて人の健康や動植物の生息・生育に影響を及ぼす可能性が指摘されており、2020年4月に「水道法水質基準の水質管理目標設定項目」に設定され、2020年5月に「公共用水域及び地下水の人の健康の保護に関する要監視項目」に追加されました。

どちらの物質も国際的な条約に基づいて廃絶等の対象とすることが決められており、我が国でも、国内担保措置として「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」に基づいて製造・輸入等を原則禁止しています（PFOSは2010年、PFOAは2021年）。



山林や河川へのごみの不法投棄を防ぐためには、一人ひとりのマナーの向上とともにパトロール等の早期発見の対策を進めていく必要があります。

県内でも違法な大量投棄があり、その除去に数年かかる事案が発生しました。このことから不法投棄は早期の発見、関係機関への通報を行う必要があります。

また、ごみの適正処理の推進を図ることで、分別の徹底などによるリサイクルの推進に努めるとともに、新資源化処理施設を整備することで、循環型社会にふさわしい廃棄物リサイクル・処理システムの構築を推進します。

取組方向	取組内容
1 ごみの不法投棄の防止	不法投棄の防止パトロールの実施 不法投棄防止の啓発（広報、看板等）
2 新資源化処理施設の整備	新資源化処理施設の整備
3 焼却残さの適正な処理の推進	最終処分場の大規模改修

成果の指標	現状値 2022年度 (令和4年度)	目標値 2033年度 (令和15年度)
大規模不法投棄の件数	0件	0件
町内パトロール	6回	6回以上
ごみの資源化量	紙-----263t ビン-----98t カン-----46t ペットボトル-----36t (2021(令和3)年度)	紙-----289t ビン-----107t カン-----50t ペットボトル-----39t
資源化率	22.1% (2021(令和3)年度)	22.1%以上
町民一人一日当たりの一般廃棄物排出量	925g/日 (2021(令和3)年度)	690g/日 (第9次大槌町総合計画目標数)

関連する
SDGsのゴール



3R という循環型社会を実現するための重要なキーワードがあります。

リデュース（Reduce）は、ごみの発生を抑制する、一番重要な取組とされています。「ごみになるものを買わない、もらわない」、「長く使える製品を買う」などの行動が大切です。

リユース（Reuse）は、使用済み製品のうちで、使えるものはごみとして廃棄せずに再利用する取組です。ごみを出す前にフリーマーケットへの提供や不用品の情報交換を行うなど、不用品を再利用していく心掛けが求められます。

リサイクル（Recycle）は、再利用できずにはまたは再利用された後に廃棄されたものでも、再生資源として再生利用する取組です。再生資源として活用するためには、適切にごみを分別することが必要となります。

循環型社会の形成を図るため、この3Rを推進していきます。

取組方向	取組内容
1 ごみの発生抑制、減量化	繰り返し利用できる製品の購入促進
	エコバッグ利用等の促進
	食品ロス削減の啓発
	生ごみの水切りの徹底
	製品プラの資源化、資源回収品目の拡大
	ごみ袋有料化の検討
	コンポスト電動ごみ処理機の購入補助
2 再利用の推進	リユース（再利用）の意識啓発
3 3Rの推進	リサイクルできる製品及びリサイクル製品の利用の推進（プラ製品からの代替商品化へ）
	廃食用油の資源化促進
	ごみ・資源の分別促進

成果の指標	現状値 2021年度 (令和3年度)	目標値 2033年度 (令和15年度)
ごみの資源化量【再掲】	紙-----263t	紙-----289t
	ビン-----98t	ビン-----107t
	カン-----46t	カン-----50t
	ペットボトル-----36t	ペットボトル-----39t
資源化率【再掲】	22.1%	22.1%以上
町民一人一日当たりの 一般廃棄物排出量【再掲】	925g/日	690g/日 (第9次大槌町総合計画目標数)

関連する
SDGsのゴール



環境課題解決に向けた取組は大人だけではなく、次世代を担う子ども達へも行われなければなりません。

そのために地域や行政が、環境に詳しい人材や教材を提供するなどし、地域と学校との連携を図り、その地域の特性を活かした環境教育や学習を推進して子ども達の育成を図ります。

取組方向	取組内容
1 学びの場の提供	リサイクル施設の見学会の開催
	出前講座の利用
	学校独自の環境保全の取組
2 自然とのふれあいの場の確保、維持	出前講座や体験学習の機会を増やす場づくり
	児童・生徒らの野外学習の促進
3 学校給食をとおして食品ロス・地産地消の理解	児童・生徒が学校給食をとおし食品ロスの削減・地産地消の意義を理解する場づくり

成果の指標	現状値 2022年度 (令和4年度)	目標値 2033年度 (令和15年度)
環境教育事業の実施数	3件	5件
環境関連出前講座開催件数	1件	2件
環境イベント・講座等に 参加した人数【再掲】	50人	500人



水生生物調査の様子

関連する
SDGsのゴール



環境課題の解決には、私たち一人ひとりの行動が重要で、「普段の行動が環境を守ることにつながる」という意識付けを図ることが求められます。

町民への環境情報の提供・啓発を推進し、環境学習や地域の環境保全活動への参加などを促進します。

取組方向	取組内容
1 「環境学習」の 機会の増設	環境学習講座の開催・周知
2 環境保全活動への 支援	環境保全活動への町民参加促進
	環境ボランティアの育成
	環境に関する情報公開
3 環境保全活動の 普及・啓発	各主体における環境保全活動の整理・情報提供
	リサイクルセンター・クリーンセンターの 視察見学会の開催
4 ごみの不法投棄の 防止【再掲】	不法投棄防止パトロールの実施
	不法投棄防止の啓発（広報、看板等）
5 地球温暖化対策 協議会【再掲】	地球温暖化対策協議会の活動推進

成果の指標	現状値 2022年度 (令和4年度)	目標値 2033年度 (令和15年度)
環境関連出前講座 開催件数【再掲】	1件	2件
環境イベント・講座等に 参加した人数【再掲】	50人	500人

関連する
SDGsのゴール



当町では、2015（平成27）年6月に、「大槌町景観形成ガイドライン」を策定し、町民が地域に誇りと愛着をもつために、また多くの来訪者が魅力を感じられるように、周辺の自然と調和した街並みをつくり、美しい風景を再生する指針を定めています。

また、貴重な町の財産として岩手県指定文化財が1件、大槌町指定文化財が33件指定されており、その中でも記念物は、文化財としてだけではなく周囲の自然と一体となった景観を形成しています。

以上のことから、文化財の保全に努めるとともに、歴史・文化を大切にしまちづくりを図ります。

取組方向	取組内容
1 大槌町景観形成	基本理念、基本方針に準じた景観形成の推進
2 歴史的・文化的環境の保全	文化財周辺の整備及び維持管理活動

成果の指標	現状値 2022年度 (令和4年度)	目標値 2033年度 (令和15年度)
大槌町指定文化財件数	33件	33件
町内における岩手県指定文化財件数(城山)	1件	1件

※大槌町景観形成 基本理念 海の見えるつい散歩したくなるこだわりのある『美しいまち』

関連する
SDGsのゴール



気候変動は、石油や石炭などの化石燃料を大量消費し、二酸化炭素を多く排出してきたことが要因に挙げられています。地球温暖化をはじめとした気候変動による影響は、生態系の変化や異常気象の増加などといった形で、既に世界的に現れてきており、その対策においては、気候変動の要因となっている温室効果ガスの排出量を削減する「緩和」と、緩和を実施しても避けられない影響に対しては、変化する気候のもとで影響を最小限に抑える「適応」を進めていく必要があります。

また、その化石燃料には限りがあり、近い将来枯渇してしまうと推測されていることから、エネルギーの消費を抑える「省エネルギー行動」につながる取組を促進していくこと、化石燃料を用いたエネルギー使用から、温室効果ガスを排出しないエネルギー源である再生可能エネルギーの使用への転換を推進していくことが重要となります。

今後、さまざまな取組を通じて気候変動対策を推進します。

取組方向	取組内容
1 温室効果ガス 排出量の削減	省エネルギー機器の導入
	省エネルギー行動の啓発
2 交通分野における 省エネルギー	エコカー（次世代自動車）などの導入促進
	バス、鉄道等公共交通機関の利用促進
3 公共施設における 省エネルギー	空調の適切な温度設定や節電など
	省エネルギー対策の実施
4 事業活動における 省エネルギー	事業者を対象にした環境セミナーなどの周知
5 再生可能エネルギー の導入検討と普及啓発	公共施設等への再生可能エネルギーの導入検討
	再生可能エネルギー導入についての情報提供及び支援
6 気候変動対策に 関する情報提供	温室効果ガスの総排出量の算定、公表
	気候変動に関する緩和・適応策の町民への普及・啓発
	災害に備える行動についての周知・啓発

成果の指標	現状値 2022 年度 (令和 4 年度)	目標値 2033 年度 (令和 15 年度)
町の事務・事業から 排出される 温室効果ガス総排出量※	1,864t-CO ₂	792t-CO ₂ (2030 年度：932t-CO ₂)
再生可能エネルギーの 導入容量	3,082kW (2021 (令和 3) 年度)	3,082kW 以上

※政府実行計画の目標に合わせて、2030 年度値を併記した。

気候変動の「緩和」と「適応」

地球温暖化対策には、その原因物質である温室効果ガス排出量を削減する（または植林などによって吸収量を増加させる）「緩和」と、気候変動による悪影響を軽減するのみならず、気候変動による影響を有効に活用することも含む「適応」の二つがあります。

気候変動を抑えるためには、「緩和」が最も必要かつ重要な対策です。しかし、緩和の効果が現れるまでには長い時間がかかるため、早急に大幅削減に向けた取組を開始し最大限の排出削減努力を行っても、過去に排出された温室効果ガスの大気中への蓄積により、ある程度の気候変動は避けられません。気候変動の影響は、異常気象の増加や生態系の変化といった形で既に現れてきています。また、こうした異常気象が将来は頻繁に発生したり深刻化したりすることが懸念されており、変化する気候のもとで悪影響を最小限に抑える「適応」が重要となります。

我が国は、国全体が気候変動の影響を回避し低減することを目的として「気候変動適応法」を2018（平成30）年に制定しました。また、2021年（令和3）年には「地球温暖化対策の推進に関する法律」を改正し、国際社会と足並みをそろえて脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。

気候変動の影響は私たちの社会に深刻な影響を及ぼすため、日本でも「緩和」と「適応」の両輪で気候変動の課題に社会全体で取り組むことが求められています。



出典：気候変動適応情報プラットフォーム（A-PLAT）



大槌産養殖サケマス類：岩手大槌サーモン



大槌町指定文化財の金糞平の山桜（オオヤマザクラ）

第5章

環境配慮指針

第5章 環境配慮指針

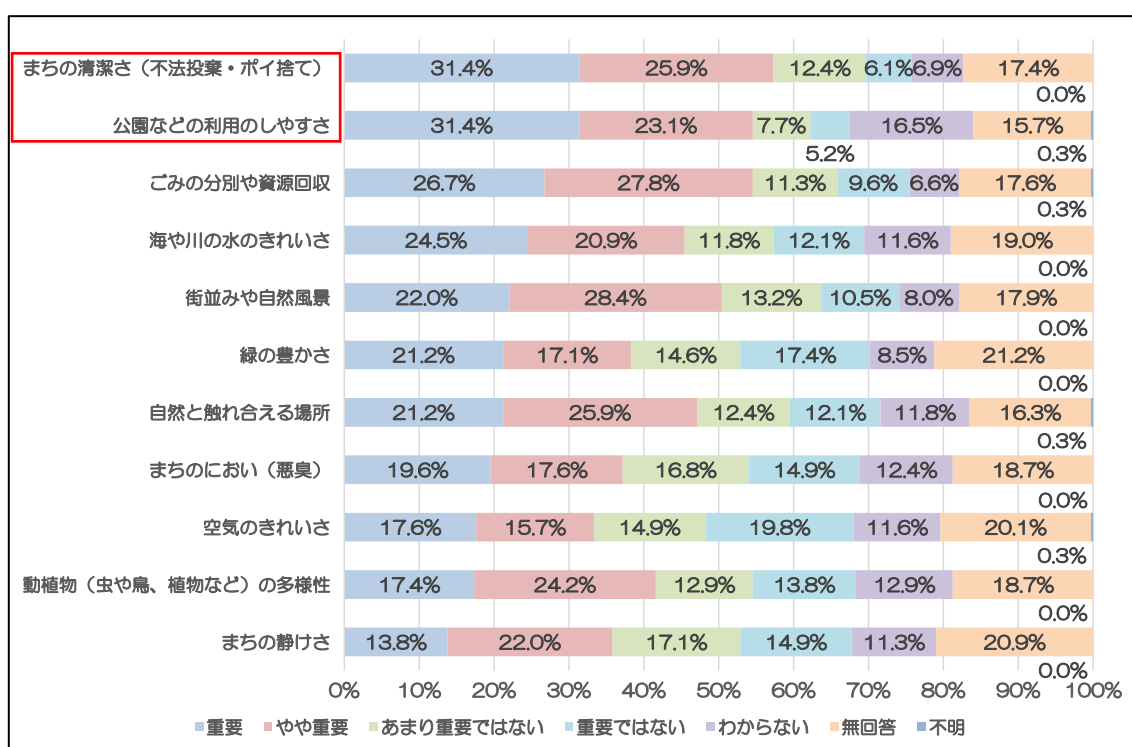
1. 町の環境配慮指針

■ 町に期待される取組

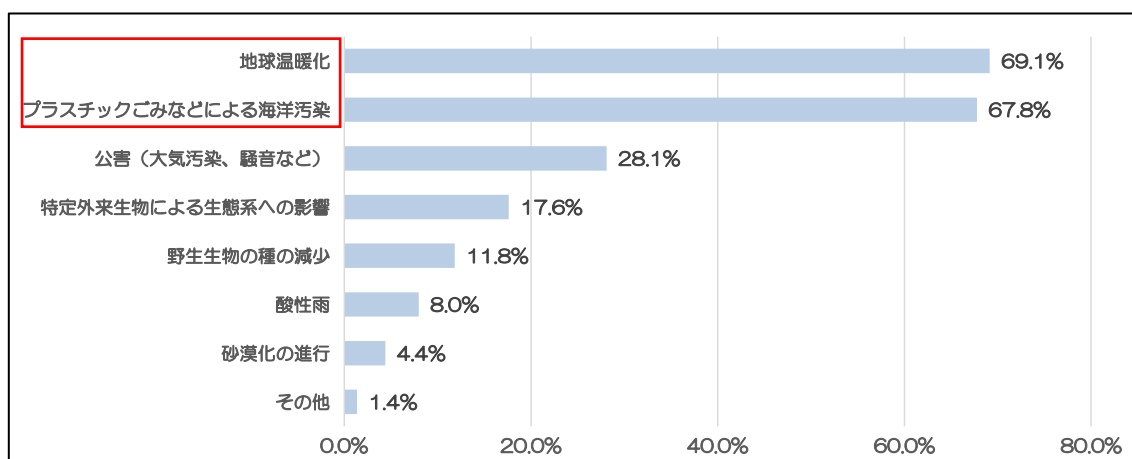
町民アンケートでは、児童、生徒、事業者、町民からの問題意識としてまちの清潔さや公園の利用について挙げられました。また、意識している問題として、地球温暖化やプラスチックごみなどによる海洋汚染が挙げられました。

町としては、本計画において、アンケート結果を活かしながら包括的な取組として、第4章に示した取組方針、取組方向、取組内容で計画を推進していきます。

環境の改善の重要度（再掲）



身近な環境問題（再掲）



2. 町民の役割

町民一人ひとりが環境問題について認識し、環境負荷の低減、環境保全のための行動を実践することが求められます。また、町が推進する環境施策・事業に積極的に参加するとともに、町が作成する年次報告に基づいて、施策・事業の実施状況等に対して意見・提案等を行います。

町民に期待される取組例について、基本目標ごとに以下に示します。

■町民に期待される取組例

基本目標 1 自然と共生できるまちづくりを進めます。

- 緑地の環境整備活動に積極的に参加します。
- 自然環境、野生の動植物の保護・保全活動に協力します。
- 生垣や庭など敷地内の緑化に努めます。

基本目標 2 町ぐるみでよりよい環境をめざします。

- 水路、河川等水辺環境の維持管理活動に積極的に参加します。
- 車両運転時には、エコドライブを心がけます。
- 野焼きをしません。
- 調理等で使用した油を排水口に流しません。
- 地域の清掃活動に参加します。
- 周辺の公園や公民館など、公共施設の環境整備活動に積極的に参加します。

基本目標 3 省資源・資源循環型社会をつくります。

- ごみのポイ捨てをしません。
- ごみの出し方のルールを守ります。
- 使い捨て製品の使用を自粛します。
- 不法投棄があったら、関係機関へ連絡します。
- グリーン購入を推進します。
- 買い物時にはマイバッグを持参し、袋をもらわないようにします。
- 使い捨てプラスチック製品の削減、循環的な利用、代替製品への置き換え等により、プラスチックごみの発生抑制に努めます。
- 食材は必要なものを必要な分だけ購入するようにし、食品ロス削減に努めます。
- 集団資源回収に積極的に参加し、資源ごみ回収に協力します。

基本目標 4 環境教育・環境学習を進めます。

- 環境保全活動に積極的に参加します。
- 環境学習活動（講習会、講演会、自然体験等）を通じて、自然の大切さを学びます。
- 国や県、町が公表する環境に関する情報について、情報収集に努めます。

基本目標 5 地球温暖化対策を進めます。

- 節電や節水など、省エネルギー行動を実践します。
- ハイブリッド自動車・電気自動車などの次世代自動車の購入に努めます。
- 公共交通機関、徒歩、自転車など温室効果ガス排出の少ない交通手段を選択します。
- 再生可能エネルギーの導入を検討します。
- 低炭素電力の契約を検討します。

3. 事業者の役割

事業活動が環境に与える負荷を認識し、経済活動の中に環境の視点を組み込み、環境負荷の低減、環境保全のための行動を実践することが求められます。また、町が推進する環境施策・事業に積極的に協力するとともに、町が作成する年次報告に基づき、施策・事業の実施状況等に対して意見・提案等を行います。

事業者に期待される取組例について、基本目標ごとに以下に示します。

■ 事業者に期待される取組例

基本目標 1 自然と共生できるまちづくりを進めます。

- 敷地内に緑を増やします。
- 緑地の環境整備作業に積極的に参加します。

基本目標 2 町ぐるみでよりよい環境をめざします。

- 車両運転時には、エコドライブを心がけます。
- 周辺の公園や公民館など、公共施設の環境整備活動に積極的に参加します。
- 周辺環境に配慮した事業活動を行います。
- 地域の清掃活動に参加します。
- 漁港や山間部などでごみを放置せずに適切に処理をします。
- 緑化運動やリサイクル活動等に地域とともに取り組みます。
- 環境保全活動を実施する団体を支援します。

基本目標 3 省資源・資源循環型社会をつくります。

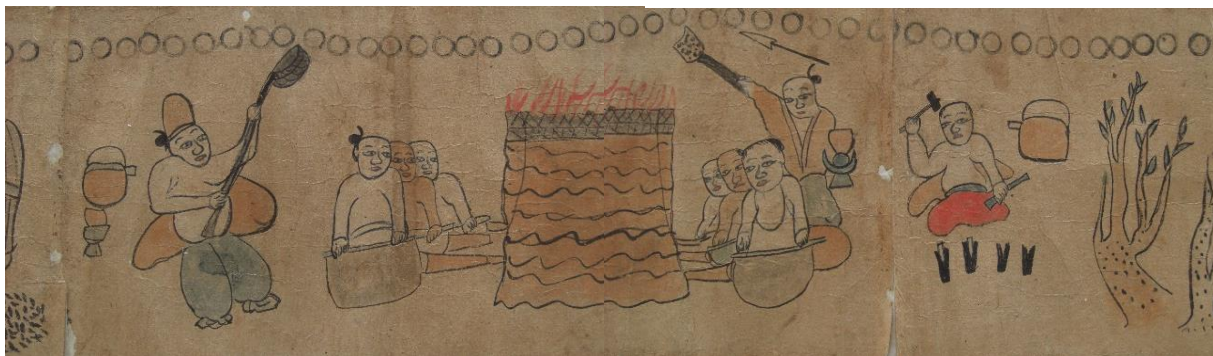
- ごみのポイ捨てをしません。
- ごみの出し方のルールを守ります。
- 使い捨て製品の使用を自粛します。
- 不法投棄があったら、関係機関へ連絡します。
- グリーン購入を推進します。
- ペーパーレス化や両面コピーを推進し、コピー用紙の削減に努めます。
- 必要以上の過剰包装を避け、簡易包装を行います。
- 量り売りなどの少量販売に取り組みます。

基本目標 4 環境教育・環境学習を進めます。

- 廃棄物の発生抑制、減量化のための社内教育を徹底します。
- 社会研修会や情報の提供等により、従業員の環境保全意識の啓発に努めます。
- ホームページなどを活用し、地域活動について情報提供します。
- 国や県、町が公表する環境に関する情報について、情報収集に努めます。

基本目標 5 地球温暖化対策を進めます。

- 節電や節水など、省エネルギー行動を実践します。
- ハイブリッド自動車・電気自動車などの次世代自動車の購入に努めます。
- 照明やOA 機器などの更新・購入の際は、省エネルギー性能の高いものを導入します。
- 再生可能エネルギーの導入を検討します。
- 低炭素電力の契約を検討します。



指定文化財 大道年号鍛冶絵巻

大槌町の新山高原の産業の移り変わり～古代製鉄業から風力発電について～

大槌町には国内最古とされる製鉄の絵巻物「小林家の絵巻物（指定文化財大道年号鍛冶絵巻）」が残されています。また、新山高原の「金糞平の山桜」周辺には鉄鋼スラグと呼ばれる製鉄残滓（ノロやカナクソ）が今でも確認できます。

小林家の絵巻物の時代、製鉄に使用された材料は砂鉄ではなく餅鉄と飛ばれる鉄鉱石の一種を使用したのではないかと推察されています。この餅鉄はマグネタイト（磁鉄鉱石）とも呼ばれ、その鉄成分は6割から7割程度にもなり、良質の鉄で知られるスウェーデン産の鉄鉱石に劣らないものです。

また、製鉄には鉄鉱石の他に豊富な森林資源に恵まれていることも重要でした。鉄を溶かすために木炭が用いられたからです。その昔、新山高原は森林が広がるなだらかな丘状地で、木々の伐採、運搬に適していました。こうして生産された鉄は新山高原を通過していた街道を活用して運ばれたと考えられています。

この製鉄が盛んだった新山高原は今、その高原を吹き抜ける風を活用した風力発電の地となっています。

釜石広域ウインドファームの概要
Kamaishi-Area-Wind-Farm

施設概要について・・・

平成16年12月に稼働した釜石広域ウインドファームは、大槌町の白見・新山、釜石市の和山、遠野市の貞任山口・琴畑牧場に全43基の風車が設置されています。

総出力は最大42,900キロワット、東サイトに22基（大槌14基・釜石4基・遠野4基）、西サイトに21基（釜石13基・遠野8基）で構成され、遠野市、釜石市、大槌町の一般家庭が使用する電力相当分（約30,000世帯）を発電し、東北電力に販売しています。

新山高原の風力発電の概要

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章



吉里吉里海岸



淡水型イトヨ生息地 源水川

第6章

計画の推進体制

第6章 計画の推進体制

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

1. 計画の推進体制

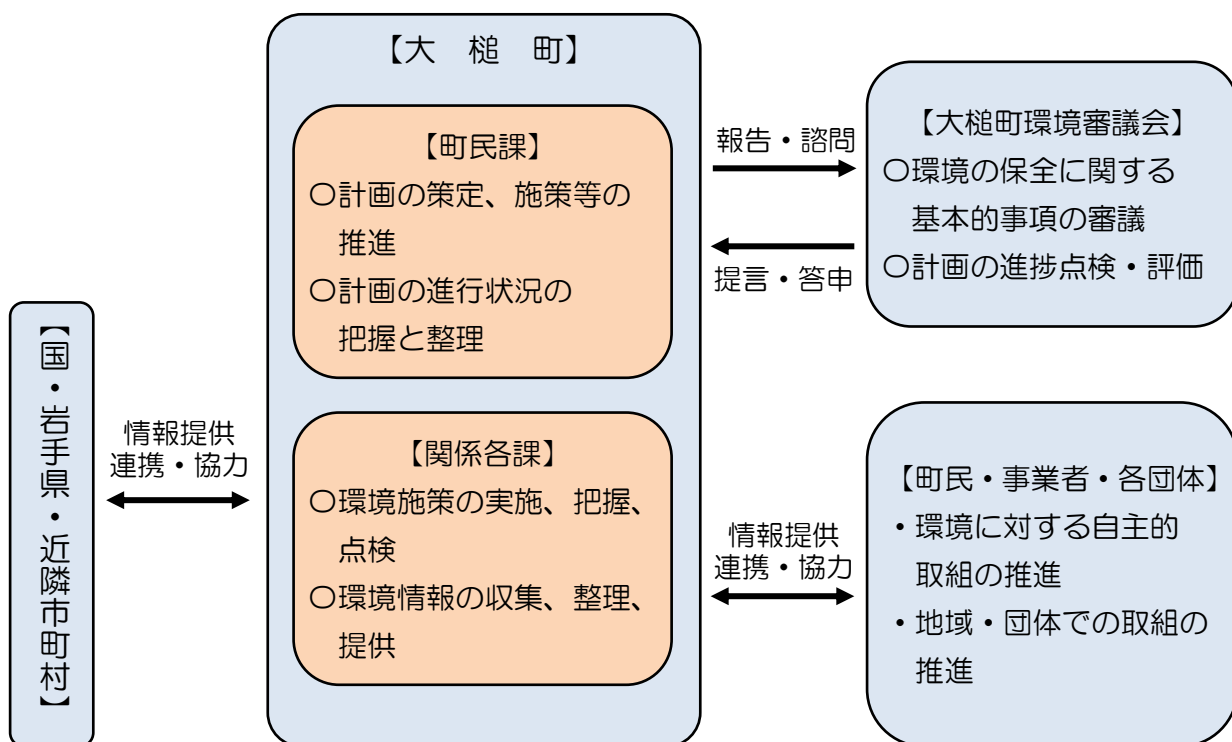
本計画に掲げた施策や取組は、それぞれの施策を担当する部局で実施されるものですが、環境課題を解決し、環境と共生した持続可能な社会を築いていくためには、町民、事業者、町それぞれが環境に対する責任を自覚し、自主的に取り組むとともに、相互に連携・協力していくことが重要です。

また、計画を実行性のあるものとするために、基本目標に掲げる施策について実施状況を把握して達成度合いの評価を行い、次の施策の実施に繋げるとともに、関係する施策の総合的な調整を図る必要があります。

このことから、町民課を事務局とし、関係各課と連携して環境施策を実施していきます。施策の実施状況を環境審議会に報告し、計画の進捗状況について意見を聴きます。環境審議会の意見も踏まえて、取組や計画の見直しの必要性について検討します。

なお、環境に対する取組等について、国や岩手県、近隣市町村と連携することで、さらに、町民・事業者・各団体と連携・協力することで、町内一丸となって推進します。

☆計画の推進体制

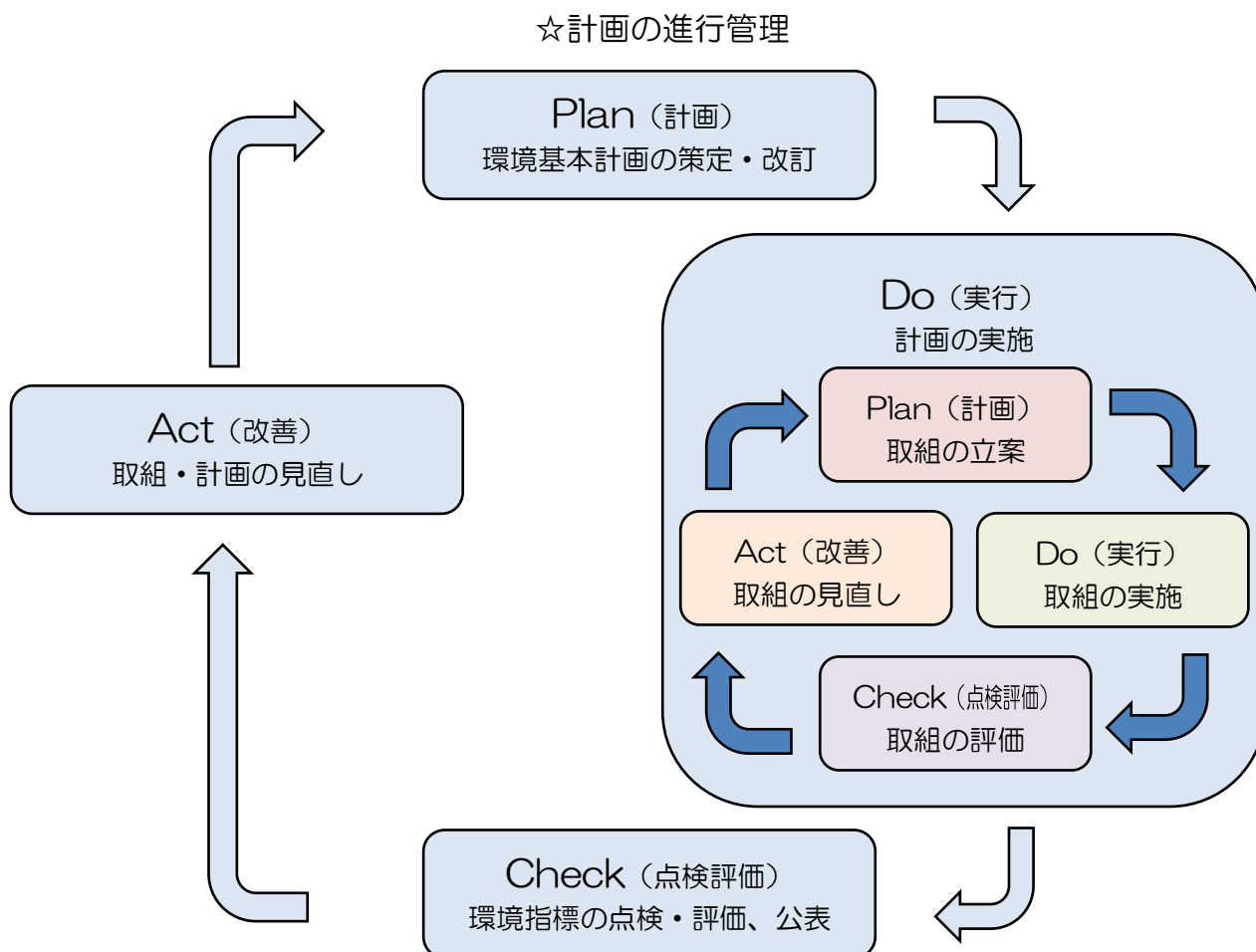


2. 計画の進行管理

本計画の進行管理は、PDCA サイクルを用いて、「Plan・計画」→「Do・実行」→「Check・点検評価」→「Act・改善」という流れで行います。

このPDCA サイクルにより、本計画を着実に実行し、その進捗状況や成果を大槌町環境審議会により点検・評価し、その結果を次の取組に活かしていくという仕組みで運用していきます。

なお、環境の状況や、指標などを用いて施策の進捗状況を点検・評価した結果は、年次報告として取りまとめ、広く町民・事業者に公表して意見を募集し、次年度以降の施策や取組へ反映していきます。



3. 計画の普及

町民および事業者が、環境基本計画の内容を理解し、自主的な環境保全活動を実施するため、環境基本計画概要版を配布し、計画普及の推進に努めます。

具体的な環境情報を提供することにより、当町で何が課題となるのか、それを解決するための対策はどうしたらよいかなどの理解を進め、環境保全活動への参加を促進します。

環境情報は広報や町のホームページなどで公表し、町民にわかりやすく、活用できるようにしていきます。

専門的な調査や、広域的に対応が必要とされる環境問題については、県、周辺市町村との連携・協力を図りながら取り組んでいきます。



御社地公園



大槌町指定文化財の縄文土器

資料編

1. 大槌町環境基本条例

平成15年3月19日

条例第3号

〈自然を愛し、自然を大切にすまち、おおつち〉

私たちの住む大槌は、陸中海岸国立公園の海、豊かな森、そして、清く美しく流れる川辺と、湧水があり、恵まれた環境にある。

この豊かな自然は、先人たちのたゆまぬ努力により引き継がれてきたものである。

しかし、今日の社会経済活動の進展は、本来の機能が低下し、地球環境さえも脅かしている現状にある。

私たちは、自然環境の中で生活し、その環境が人間のみならず、すべての生命の母体であることを認識し、豊かな自然と共生できる環境を築き上げ、次の世代に伝えていかなければならない使命がある。

私たちは、この使命を深く自覚し、町民憲章にのっとり、積極的に環境への負荷を少なくし、良好な環境保全に努め、将来の世代に豊かな自然を継承していくため、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全についての基本理念を定め、町民（旅行等滞在者を含む。）、事業者及び町の責務を明らかにして、環境の保全に関する施策等を総合的かつ計画的に推進することにより、町民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 環境の保全 生態系の微妙な均衡を保つことにより成り立っている環境が、人の活動により大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素に劣化を招き、損なわれることがないよう適切に維持する事であって、人類の福祉に貢献するとともに町民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものであることをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動及び悪臭によって、人の健康又は環境に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全は、町民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができる恵み豊かな環境を確保し、これを次の世代の町民に継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全は、町民、事業者及び町が自らの活動と環境とのかかわりを認識し、環境への十分な配慮を行うことにより、環境への負荷が少なく、持続的に発展することが出来る町づくりを目的として行われなければならない。

- 3 環境の保全是、町民、事業者及び町のすべてがそれぞれの責務を自覚し、相互に協力・連携して推進されなければならない。

(町民の責務)

第4条 町民は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、その日常生活に伴う資源およびエネルギーの消費等による環境への負荷を低減するよう努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、町民は、環境の保全に自ら積極的に努めるとともに、町が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に伴う資源及びエネルギーの利用等による環境への負荷を低減するよう努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全に自ら積極的に努めるとともに、町が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

(町の責務)

第6条 町は、基本理念にのっとり、環境の保全についての総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 町長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境行政の基本指針となる計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する施策の総合的かつ長期的な目標
- (2) その他の施策の推進に必要な事項

- 3 町長は、基本計画を策定するに当たっては、大槌町環境審議会の意見を聴かななければならない。
- 4 町長は、基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(規制等の措置)

第8条 町は、自然環境の保全を図るため、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講ずることができるものとする。

- 2 町は、公害又は環境の保全上の支障を防止するため、規制その他について必要な措置を講ずることができるものとする。

（経済的措置）

第9条 町は、環境への負荷を生じさせる活動又は生じさせる原因となる活動（以下「負荷活動」という。）を行う者が、その負荷活動に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他適切な措置をとることを助長するため、その措置を講じようとする者に対し、適正な経済的助成を行うために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（教育及び学習の振興等）

第10条 町は、環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに環境の保全に関する広報活動の充実により、事業者及び町民が環境の保全についての理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全に関する活動意欲が増進されるように必要な措置を講ずるものとする。

（町民等の自発的な活動の支援）

第11条 町は、事業者、町民又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が自発的に行う環境美化活動、緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全に関する活動が促進されるよう必要な支援の措置を講ずるように努めるものとする。

（情報の提供）

第12条 町は、第10条の環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに民間団体等が自発的に行う環境の保全に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

（環境審議会の設置）

第13条 環境の保全に関する基本的事項について調査審議するため、大槌町環境審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

（1）基本計画に関すること

（2）全号に掲げるもののほか、環境の保全に関する基本的事項

3 審議会は、委員10人以内で組織し、任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 審議会の委員は、事業者、町民及び識見を有する者のうちから町長が委嘱する。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（補則）

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

2. 大槌町環境審議会委員名簿

所属及び職	氏名
大槌商工会長	後藤 力三
新おおつち漁業協同組合 代表理事組合長	平野 榮紀
大槌町河川組合 理事	藤原 定一
JA 花巻農協 遠野地域営農グループ 営農振興課長兼営農センター沿岸センター長	葛巻 健一
釜石地方森林組合 参事	高橋 幸男
岩手県環境アドバイザー	臼澤 良一
沿岸広域振興局 保健福祉環境部長	田村 良彦
一般公募	越田 弥美

(順序不同、敬称略)

3. 用語解説

あ行

一般廃棄物

廃棄物には「一般廃棄物」と「産業廃棄物」があります。「産業廃棄物」とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物および輸入された廃棄物のことをいいます。「一般廃棄物」とは、産業廃棄物以外の廃棄物のことをいい、家庭から発生する家庭ごみとオフィスや飲食店から発生する事業系ごみ、し尿に分類されます。

エコドライブ

燃料消費量や二酸化炭素排出量を減らし、地球温暖化防止につながる運転技術や心がけのことです。以下の「エコドライブ 10 のすすめ」が示されています。

1. 自分の燃費を把握しよう
2. ふんわりアクセル「e スタート」
3. 車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転
4. 減速時は早めにアクセルを離そう
5. エアコンの使用は適切に
6. ムダなアイドリングはやめよう
7. 渋滞を避け、余裕をもって出発しよう
8. タイヤの空気圧から始める点検・整備
9. 不要な荷物はおろそう
10. 走行の妨げとなる駐車はやめよう

温室効果ガス

大気が地球表面から放出された熱（赤外線）の一部を吸収することにより熱が逃げにくくなることを「温室効果」といい、大気を構成する成分のうち、温室効果をもたらすものをいいます。

「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素の 7 物質を「温室

効果ガス」と定義しています。

か行

カーボンオフセット

日常生活や経済活動において避けることができない二酸化炭素等の温室効果ガスの排出について、できるだけ排出量が減るよう削減努力を行い、どうしても排出される温室効果ガスについて、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせするという考え方のことです。

カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出を、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることです。我が国は 2020 年 10 月にカーボンニュートラルを目指すことを宣言しています。

化学的酸素要求量（COD）

湖沼や海域の水質を表す指標として用いられる、BOD とともに有機物などによる水質汚濁の程度を示すものです。

気候変動

気温や気象パターンの長期的な変化のことです。気候変動の要因には「自然の要因」と「人為的な要因」があります。

「自然の要因」には、大気や海洋の変動、太陽活動の変化、火山の噴火などがあります。

「人為的な要因」には、人間活動に伴う二酸化炭素などの温室効果ガスの増加、森林破壊などがあります。

グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することです。

グリーントランスフォーメーション (GX)

化石燃料をできるだけ使わず、クリーンなエネルギーを活用していくための変革やその実現に向けた活動のことです。

公共用水域

水質汚濁防止法第 2 条で定義されており、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路、その他公共の用に供される水路をいいます。

さ行

再生可能エネルギー

温室効果ガスを排出せず、国内で生産できることから、エネルギー安全保障にも寄与できる有望かつ重要な低炭素の国産エネルギー源のことを指します。

わが国では、太陽光・風力・水力・地熱・太陽熱・大気中の熱その他の自然界に存する熱・バイオマスが定められています。

次世代自動車

ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車等のことをいいます。

わが国では、2030 年までに新車乗用車の 5～7 割を次世代自動車とする目標を掲げています。

食品ロス

食べ残し、売れ残りや期限が近いなど様々な理由で、食べられるのに捨てられてしまう食品のことをいいます。

ごみ処理に多額のコストがかかることや、可

燃ごみとして燃やすことで、CO₂ 排出や焼却後の灰の埋め立て等による環境負荷といった問題が考えられます。

森林の有する多面的機能

「生物多様性保全」、「地球環境保全」、「土砂災害防止・土壌保全」、「水源涵養」、「快適環境形成」、「保健・レクリエーション」、「文化」、「物質生産」の 8 つのことをいい、主な機能は以下のとおりです。

生物多様性保全

：遺伝子保全、生物種保全、生態系保全

地球環境保全

：地球温暖化の緩和、地球の気候の安定

土砂災害防止・土壌保全

：表面浸食防止、表層崩壊防止、

その他土砂災害防止、雪崩防止、

防風・防雪

水源涵養

：洪水緩和、水資源貯留、水量調節、

水質浄化

快適環境形成

：気候緩和、大気浄化、快適生活環境形成

保健・レクリエーション

：療養、保養、行楽、スポーツ

文化

：景観・風致、学習・教育、芸術、宗教、

祭礼、伝統文化、地域の多様性維持

物質生産

：木材、食糧、工業原料、工芸材料

生物化学的酸素要求量 (BOD)

河川の水質を表す指標として用いられる、CODとともに有機物などによる水質汚濁の程度を示すものです。

生物多様性

生き物たちの豊かな個性とつながりのことをいいます。生物多様性条約では、生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるとされています。

た行

ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン(PCDD)及びポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)に、コプラナーポリ塩化ビフェニル(Co-PCB)を含めた物質群の総称で、燃焼の過程等で自然に生成し、微量でも強い毒性を持つと言われている物質のことを指します。

分解されにくい物質であり、環境中に残留していること、体内に取り込まれると排せつされにくいことが性質として挙げられます。

地域循環共生圏

地域資源を活用して環境・経済・社会を良くしていく事業を生み出し続けることで地域課題を解決し続け、自立した地域をつくるとともに、地域の個性を活かして地域同士が支え合うネットワークを形成する「自立・分散型社会」を示す考え方のことです。

窒素酸化物 (NO_x)

一酸化窒素、二酸化窒素などの総称をいいます。

主に化石燃料の燃焼に伴って発生し、工場のボイラーや自動車などが発生源となります。酸性雨や光化学大気汚染の原因物質となるだけでなく、特に二酸化窒素は高濃度の場合、呼吸器に好ましくない影響を与えることが知られています。

な行

二酸化硫黄 (SO₂)

硫黄分を含む石油や石炭を燃焼させることにより生じ、大気汚染や人の健康へ影響を及ぼ

すほか、酸性雨の原因物質ともなります。

は行

ビオトープ

工業の進展や都市化などによって失われた生態系を復元し、本来その地域にすむ生物が生きることができるようにした空間のことをいいます。

微小粒子状物質 (PM2.5)

大気中に浮遊する小さな粒子のうち、粒子の大きさが2.5 μ m (0.0025mm)以下の非常に小さな粒子のことをいいます。物の燃焼などによって直接排出されるものと、環境大気中の化学反応により生成されたものがあります。

粒子の大きさが非常に小さいため、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系疾患への影響のほか、肺がんのリスクの上昇や呼吸器系への影響も懸念されています。

浮遊粒子状物質 (SPM)

大気中に浮遊する粒子のうち、粒子の大きさが10 μ m (0.01mm)以下の小さな粒子のことをいいます。微小なため大気中に長時間滞留し、肺や器官などに沈着することで、呼吸器に影響を及ぼします。

特にディーゼル機関からの排気微粒子については、発がん性が疑われていることに加え、アレルギー疾患との関連が指摘されており、健康影響などへの早急な対策が求められています。

ま行

藻場

海藻が茂る場所のことをいいます。

多くの水生生物の生活を支え、産卵や幼稚仔魚に生育の場を提供する以外にも、水中の有機物を分解し、栄養塩類や炭酸ガスを吸収し、酸素を供給するなど海水の浄化に大きな役割を果たしています。

4. 環境指標一覧

成果の指標	現状値	目標値 2033（令和15）年度
基本方針1 河川、海などの水質保全		
大槌川、小鮎川の 生物化学的酸素要求量（BOD）	環境基準の達成 （2022（令和4）年度）	環境基準の達成
川や海の清掃	2回 （2022（令和4）年度）	4回
環境イベント・講座等に参加した人数	50人 （2022（令和4）年度）	500人
環境対策取組件数	2件 （2022（令和4）年度）	5件
環境保全等取組団体数	0団体 （2022（令和4）年度）	5団体
不法投棄の巡回と回収作業	2回/件 （2022（令和4）年度）	2回/件
基本方針2 生物の生息環境を守る		
森林整備計画整備面積数	30ha （2022（令和4）年度）	30ha
藻場再生事業実施回数	37回 （2022（令和4）年度）	40回
ビオトープ・エリアなどの維持	2箇所 （2022（令和4）年度）	2箇所
川や海の清掃【再掲】	2回 （2022（令和4）年度）	4回
基本方針3 自然とふれあえるまちづくり		
観光客数	126,000人 （2022（令和4）年度）	130,000人
ビオトープ・エリアなどの維持【再掲】	2箇所 （2022（令和4）年度）	2箇所
川や海の清掃【再掲】	2回 （2022（令和4）年度）	4回
環境イベント・講座等に参加した人数 【再掲】	50人 （2022（令和4）年度）	500人
基本方針4 すべての人にやさしい交通環境の整備		
交通死亡事故発生件数	1件 （2022（令和4）年度）	0件
交通安全運動	5回 （2022（令和4）年度）	5回
町の乗用車の登録台数に占める 次世代自動車の割合	570台 （2023（令和5）年 3月末時点）	713台
カーブミラーの設置台数	151基 （2022（令和4）年度）	151基以上
街路灯のLED化	100% （2022（令和4）年度）	100%

基本方針5 町ぐるみでの協働作業の推進		
環境イベント・講座等に参加した人数【再掲】	50人 (2022(令和4)年度)	500人
環境対策取組件数【再掲】	2件 (2022(令和4)年度)	5件
環境保全等取組団体数【再掲】	0団体 (2022(令和4)年度)	5団体
地域環境保全活動報奨金交付件数	13件 (2022(令和4)年度)	20件
不法投棄の巡回と回収作業【再掲】	2件 (2022(令和4)年度)	2件
基本方針6 有害な化学物質への対策		
地下水・土壌のダイオキシン類測定結果	環境基準の達成 (2021(令和3)年度)	環境基準の達成
野焼きの禁止広報の実施	0回 (2022(令和4)年度)	2回
沿岸南部環境組合可燃ごみの処理量(大槌町分)	2,891t (2021(令和3)年度)	2,601t
基本方針7 ごみの適正処理の推進		
大規模不法投棄の件数	0件 (2022(令和4)年度)	0回
町内パトロール	6回 (2022(令和4)年度)	6回以上
ごみの資源化量	紙-----263t ビン-----98t カン-----46t ペットボトル----36t (2021(令和3)年度)	紙-----289t ビン-----107t カン-----50t ペットボトル----39t
資源化率	22.1% (2021(令和3)年度)	22.1%以上
町民一人一日当たりの一般廃棄物排出量	925g/日 (2021(令和3)年度)	690g/日 (第9次大槌町 総合計画目標数)
基本方針8 循環型社会の形成		
ごみの資源化量【再掲】	紙-----263t ビン-----98t カン-----46t ペットボトル----36t (2021(令和3)年度)	紙-----289t ビン-----107t カン-----50t ペットボトル----39t
資源化率【再掲】	22.1% (2021(令和3)年度)	22.1%以上
町民一人一日当たりの一般廃棄物排出量【再掲】	925g/日 (2021(令和3)年度)	690g/日 (第9次大槌町 総合計画目標数)

基本方針9 学校での環境教育		
環境教育事業の実施数	3件 (2022(令和4)年度)	5件
環境関連出前講座開催件数	1件 (2022(令和4)年度)	2件
環境イベント・講座等に参加した人数 【再掲】	50人 (2022(令和4)年度)	500人
基本方針10 市民の環境意識の向上		
環境関連出前講座開催件数【再掲】	1件 (2022(令和4)年度)	2件
環境イベント・講座等に参加した人数 【再掲】	50人 (2022(令和4)年度)	500人
基本方針11 歴史、文化を大切にしまちづくり		
大槌町指定文化財件数	33件 (2022(令和4)年度)	33件
町内における岩手県指定文化財件数 (城山)	1件 (2022(令和4)年度)	1件
基本方針12 気候変動対策の推進		
町の事務・事業から排出される 温室効果ガス	1,864t-CO ₂ (2022(令和4)年度)	792t-CO ₂ (2030年度:932t-CO ₂)
再生可能エネルギー導入容量	3,082kW (2021(令和3)年度)	3,082kW以上



浪板不動滝

町民憲章

- 1 自然を愛し自然を大切にしましょう
- 1 産業を興し豊かなまちをつくりましょう
- 1 健康できまりある生活をしましょう
- 1 香り高い郷土の文化を育てましょう
- 1 安全で住みよいまちをつくりましょう



大槌町環境基本計画

令和6年3月
大槌町

〒028-1192 岩手県上閉伊郡大槌町上町1番3号
TEL : 0192-42-2111 (代表)
URL : <https://www.town.otsuchi.iwate.jp/>